

目 次

第2回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月12日）	3
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月13日）	13
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月14日）	23
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月15日）	29
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月17日）	39
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月18日）	43
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月19日）	47
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月21日）	51
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月24日）	55
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月25日）	59
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月26日）	81
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月27日）	127
第2回大宜味村議会定例会会議録（3月28日）	139

第2回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和55年3月12日

会期17日間

閉会 昭和55年3月28日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月12日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第10号～議案第14号 提案説明、質疑、討論、採決
3月13日	木	本会議	午前10時	議案第15号～議案第16号 提案説明、質疑、討論、採決
3月14日	金	本会議	午前10時	議案第19号～議案第20号 提案説明、質疑、討論、採決
3月15日	土	本会議	午前10時	村長所信表明 議案第17号～議案第18号 議案第21号～議案第22号 提案説明
3月16日	日	休 会		
3月17日	月	本会議	午前10時	議案第17号～議案第18号 (検討) 議案第21号～議案第22号 (検討)
3月18日	火	本会議	午前10時	議案第17号～議案第18号 (検討) 議案第21号～議案第22号 (検討)

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月19日	水	本会議	午前10時	議案第17号～議案第18号（検討） 議案第21号～議案第22号（検討） 現地調査
3月20日	木	休 会		
3月21日	金	本会議	午前10時	議案第17号～議案第18号（検討） 議案第21号～議案第22号（検討）
3月22日	土	休 会		
3月23日	日	休 会		
3月24日	月	本会議	午前10時	議案第17号～議案第18号（検討） 議案第21号～議案第22号（検討）
3月25日	火	本会議	午前10時	議案第17号～議案第18号 議案第21号～議案第22号 質疑、討論、採決 陳情第2号 討論、採決
3月26日	水	本会議	午前10時	一般質問
3月27日	木	本会議	午前10時	一般質問 国頭地区消防組合議会議員の選挙について 陳情第4号、陳情第1号 採決 議案第23号 提案説明、質疑、討論、採決
3月28日	金	本会議	午前10時	報告第1号～報告第2号、陳情第3号 討論、採決 決議案第1号 提案説明、質疑、討論、採決

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和55年3月12日

1. 開会、散会の日時

開 会 (昭和55年3月12日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年3月12日 午後3時44分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 崎 山 喜 弘 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第10号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める件

日程第4 議案第11号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第12号 大宜味村収入役身元保証条例を廃止する条例

日程第6 議案第13号 教育委員会委員の任命について

日程第7 議案第14号 村道大保江洲線の廃止について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。

よって、昭和55年大宜味村議会第2回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、11番前田福正君、12番東武郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時17分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日より3月28日までの17日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は17日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時18分）

再 開（午前10時28分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第10号から、日程第5 議案第12号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第10号についてですが、これにつきましては、県から出資金の増資がありまして県の監督を受ける必要があるということで、本社の監事を1名増やして3名にしたいということです。

それから理事長の代理権を規定する必要があるということです。

それから公有地の拡大の推進に関する法律第21条設立団体が2以上である場合の長の権限の行為の規定により、公社設立協議会を発足させて公社役員任命権者を明確にする必要があると、それから公有地の拡大に関する法律第17条の改正に伴って、業務の範囲の全部を公

社定款に盛り込む必要がある。

それから県の出資金で、本年度90,000千円の増資される予定になっておりまして、90,000千円加えた財産を規定する必要があるというふうなことで改正をすることになっているようです。

それで中味につきましてはプリントの通りでございますので、よろしく願いいたします。

議案第11号についてですが、前の議会で新しい学校も位置付けしましたので5つの学校ということになっていたわけですが、今度4月1日をしまして中学校を統合いたしまして1つの中学になるわけですので、そういうことで中学校を1つにしたいというふうなことでございます。

よろしく願いいたします。

議案第12号についてですが、これは、1962年に制定された条例ですが、現在復帰いたしまして問題があるという指摘を受けまして、それで提案理由にもありますように、この条例は資産等によって制約をしているので日本国憲法第14条第1項及び地方自治法第243条の2に抵触しているので廃止したいというふうなことでございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時37分）

再 開（午後1時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第10号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（平良嘉清君） この定款の第16条の2に理事会の権限というのがあるわけですが、この理事会の決議権は単年度予算にだけ限られているのか、それとも年次的な計画までのものか。

○ 助役（新城繁正君） 只今の土地開発公社の件につきましては、私も不勉強でございまして詳しくお答えすることは出来かねますけれども、定款の16条、ご指摘のように理事会の議決事項という項目がございまして2、3項に毎事業年度予算というふうにございますので、それから考えますと年度についての議決権というふうに考えるわけですが、この件について確かめてみたいと思うんです。

この定款の条文からしますと、年度毎の議決でないかと思われまして。

○ 13番（平良嘉清君） 只今単年度というお話でございまして、確かめていただきたいことは、55年度についても事業年度の中に予算が計上されているということ承っていますが、これについて資料がございませんでしたら確かめる意向はございせんか。

- 助役（新城繁正君） 確かめてからお答え申し上げたいと思います。
- 7番（山川正行君） 監事88名を89名に改めるというこの監事は定款には使い分けられているわけですが、どういうふうになっていますか。
- 助役（新城繁正君） 先程から申し上げておりますように詳しくは存じてないわけですが、このプリントに出ている監事は定款の6条による監事でございますし、よするに定款の第3節の監事会というのがあって、この場合は理事会に監事会を置くというようになっていまして、理事の中に監事理事というような規定がございますので、これは理事の中に位置付けられている監事ではないかと考えられます。
- 7番（山川正行君） これからすると、監査に携さわるのがこの監事の監ですね。だからこれは字の間違いなのか改めているのかその辺が分からない訳です。
- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時14分）

再 開（午後1時20分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 7番（山川正行君） 休憩中の説明で理解しましたので、これで私の質疑を終わります。
- 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありますか。
おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第11号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第12号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 9番（松島重克君） 提案説明時におきまして、収入役の身元保証条例は法に抵触して

いるという説明があったわけですが、現在の時点で法に抵触しているということでお伺いするわけですが、どのように法に抵触しているのか。

○ 助役（新城繁正君） 地方自治法の243条は職員の賠償責任を指しているわけです。憲法の14条の1項というのはご承知のように法の下での平等をうたった条項でございます。尚、地方自治法168条の7項では、助役と収入役が議会の同意を得て選任されるという条項等がございます。特別職である収入役についても憲法や自治法等で責任を規定されておりますので、これ以上地方の団体において身元を保証するという条例を設けることは法の趣旨にもとるのではないかとというようなことで、このような提案の理由になっている訳です。

○ 9番（松島重克君） 今の説明でいきますと、この条例そのものが法に抵触していると受け止めたわけですが、内容については別に抵触しておらないという考え方を持っておられるのか。そしてもう1点は、法に抵触しているということであれば当然復帰の時点で廃止されるべきでなかったかと思うわけですが、現在の時点でこうして出て来たのは何か特別な事情があったのではなかろうかと思う訳ですが、そういうことがあればお聞かせ願いたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） その件につきまして去年の法令研修会、これは県の地方課が主催した研修会でしたが、各市町村の条例規則あるいは規程等につきまして比較検討しながら研修があった訳です。

地方課の方では、各市町村の条例規則の整備状況というのが作られていまして、これによって地方課の職員等との研修の中で、今未だに法に抵触する条例を持っている町村が、北部としては大宜味村が残っていると、条例では、規則では宜野座と伊平屋の方にそういうようなものが残っているので、好ましくないので早い機会に手続きをした方がよかろうというようなことでございまして、それから研究しまして条例審議会等でも研究した結果、これは20年前の条例で現在までであるというのは好ましくないということで、それではこの際議会に提案して廃止するのがよかろうという判断に立ちまして、今回提案している次第でございます。

○ 9番（松島重克君） 外の市町村でもこういう条例はないという所が多いようですが、この条例を廃止した場合にそれに代わる何等かの措置を講じておられる市町村はないかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 廃止して後の措置については、各市町村との連絡を十分にしていまませんので実情については良く分かりません。

○ 9番（松島重克君） これが廃止されますと地方自治法に頼ることになるわけですが、それでスムーズにいくという確信はお持ちであるわけですね。

○ 助役（新城繁正君） 自治法の243条の2項等によりますと、具体的に書かれています
が、万が一そういう事態が起った場合には団体の長が、監査委員とか議会等とのかかわりが
ございまして、公平を期すことが可能だという判断に立っています。

○ 9番（松島重克君） 自治法に基づいて適確に処理出来るということであればそれで結
構であります。

先程質問しました条例を廃止した後の何等かの措置が、他の市町村にあればなあというこ
とでお聞きした訳ですが、この辺調査すべきと思いますがどうでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 各市町村で身元保証条例が廃止されているのは事実でございます
し、その後の措置につきまして努めて情報を取り寄せまして参考に使いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。よって、これをもって本案の質疑を終結
いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時32分）

再 開（午後1時42分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第10号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求め
る件について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。よって本案は、可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、大宜味村収入役身元保証条例を廃止する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時44分)

再 開 (午後1時46分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、村長から議案第13号教育委員会委員の任命について、議案第14号村道大保江洲線の廃止についての議案が提出されました。

この際これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時47分)

再 開 (午後1時54分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第6 議案第13号及び日程第7 議案第14号を一括議題といたします。

順次提案理由説明を求めます。

○ 助役（新城繁正君） 議案第13号は、現委員であります字大宜味190番地の新城亀次郎委員が3月31日で任期満了ということになっておりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めたいと思います。

議案第14号については、道路法第10条第3項の規定によって大保江洲線を廃止する。

提案の理由としましては、田港地区土地改良事業地区内道路として道路改良を行ないたいということでございます。

よろしくご審議お願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時56分）

再 開（午後3時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第13号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第14号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時12分)

再 開 (午後 3 時13分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号、教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長 (玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号、村道大保江洲線の廃止について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長 (玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時14分)

再 開 (午後 3 時44分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 3 時45分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和55年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年3月13日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年3月13日 午後4時28分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 教 育 長 宮 城 松 一 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第15号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第16号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時26分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第15号、日程第2 議案第16号を一括議題といたします。

順次提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案等15号ですが、第3条第2項の但書きは職員定数条例と抵触するため改正を必要とするというふうなことでございます。

これは定数条例の改正によりまして、所長、運転手を事務職員にしようということで、その条例との関係で抵触することになりますので改正したいと思っているわけでございます。

第11条の改正でございますが、これは労働基準法施行規則第20条に抵触するために改正すると改正部分は、時間外の勤務が午後10時から翌日の午前5時の間の場合、100分の150を時間外手当として支給するというふうに改正したいということです。

昭和54年4月1日から適用したいと思っておりますのは、その請求が2か年間は出来るというふうに労基法にもありますが、前年度のものは資料がなく、本年度のものはありますのでそれを適用させたいということで54年度4月1日から適用するというふうにしたいと思っているわけです。

よろしく願いいたします。

議案第16号は、中学校の統合によりまして、新設中学校に図書館事務職員の配置を必要とするため又、学校給食センター所長が大宜味村職員給与に関する条例中、別表第1の適用を受けているためというようになっているわけです。

先程の給与に関する条例とも関連するわけでございます。

教育委員会の事務職員、これは現在6人でございます。これを8人にしたいということでございますが、これにつきましては、その他の職員から事務職員に1人上げてまして、新しく図書館の職員を配置したいということで、結局、2人増えまして8人にしたいと、その他の職員につきましては現在10人でございますが、給食センターの所長がそれに入っておりますので、1人減るわけですが、新設中学校の給仕を採用したいということで、結局、それが動かないで事務職員が2人増えるということになるわけです。

よろしくお願ひしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時36分）

再 開（午前11時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 第3条2項のかっこ書きは職員定数条例と抵触するため改正を要するという話がありましたが、これから見ますと、この部分に関しましては、議会は条例に抵触するようなものを過去において議決したということになるわけですが、議会としてもこれについては疑問を感じているわけです。

そこで、この第3条2項のかっこ書きがどのように定数条例に抵触しているのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） この表現は十分意を得てないところもあろうかと思いますが、定数にはその他の職員としまして、給料はその他の職員の扱いを受けてないというふうなところに矛盾があるというふうなことでございます。

○ 9番（松島重克君） 定数条例に抵触しているということでは、この所長、運転手が定数よりはみ出ているということではないでしょうか。

もし、そうでなければ定数条例に抵触するというのは、何を指しているのか。

○ 教育長（宮城松一君） この表現がどうかと思いますが、定数条例では事務職員6人となっています。その他の職員10人になっていますが、その他の職員の中に所長が入っています。給与は事務職員の給与をもらっているということです。

○ 9番（松島重克君） その他の職員10人の中に所長、運転手が入っていると、これは何処が抵触していますか。

定数条例には抵触しておらないのではないのでしょうか。その後、その他の職員には入っているが給与は別表第1に該当していると、こういうことは当初からご存知でやっておられるんでしょう。

その他の職員に入れているんだが給与に関しては別表1を適用するんだと、これは当初からお考えでわれわれも議会でそういう説明を聞いたものですか形としては少し悪いが、当局がそういうお考えならいいでしょうということで議決しているわけです。

今ごろになりまして、定数条例に抵触している。

これは議会の立場は非常に困るんですよ。

何等定数条例には抵触しておりません。

もちろん、給与条例にも抵触しておりません。

条文の中に入ったわけですから、その他の職員にはなっているが、所長、運転手は別表第1に適用するんだと、こういう提案説明をなされますと、議会としては承服しがたいわけです。

この提案説明について一考される必要があろうかと思うんですが、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにおっしゃるとおり、提案理由について十分意を得てないところがあるわけです。

定数条例と給与条例が付合するよとということでございます。確かに、この条例で適用しているわけでありますから、支給も可能であろうかと思うわけですが、両方をうまく付合せようと思って改正したいと思っているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと、所長、運転手の身分の取り扱いということとは多少理解しにくい点があったということは分かるんです。

これは当局も当初からそういう考えをお持ちであったと思うんです。しかし、提案理由に定数条例と抵触すると、これは議会としてこの提案理由をそのままお受けするのは難かしいと思います。

このままであれば議会として困るんです。過去において抵触するものを議決しているということになるものですから、だからこの辺をご一考願いたいと先程申し上げたわけですがね。

○ 村長（根路銘安昌君） 提案理由の問題で納得のいかん面があるということでございます。

それにつきましては、起案者も交えまして検討したいと思しますので、検討してお答えしたいと思します。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後零時04分）

再 開（午後零時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

11番入場。

差し替えについて説明求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程、提案理由について十分意を得ないところがありましたので、提案理由を改めたいと思っているわけです。

第3条第2項の改正については、大宜味村職員定数条例を改正し、給食センターの所長及び運転手を事務職員に編入したいので、但書きは削除したいと思います。

そういうふうには提案理由を改めたいと思っています。

先程の質問に対しまして検討いたしまして、提案理由の1につきましては検討いたしました結果、理由を分かり易くしたいということで、検討した結果提案理由の差し替えをいたしたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第16号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 本案を検討するに当りまして参考までにお伺いしたいわけですが、給食センターの職員配置状況はどのようになっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 調理人5名、所長兼運転手1名、計6名となっています。

○ 9番（松島重克君） その他の職員定数が10名でありますので、残り4名は4校の用務員であると考えてよろしいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 6名に4小中学校の用務員4名、計10名ということになります。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、現在は栄養士の配置はなされていないということになりますが、そういうことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 給食センターが出来た時点では栄養士は村費負担でしたが、現在は県費負担になっています。

そのために、その中に入れてございません。

○ 9番（松島重克君） 従来は、所長1名、運転手1名とそれぞれ配置されていたわけですが、現在は兼任ということで、調理師が5名ということになりますと、この所長1名運転手1名の1名は何処に回っていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 所長兼運転手ということで、専属の所長、運転手というのは取ってあります。

○ 9番（松島重克君） 調理師5名ということですが、この数字は当初から同じ数字でありますか。

○ 教育長（宮城松一君） 今まで所長が給食事務を兼務しておりました。

運転手を兼ねさせた関係で、給食事務が複雑になった関係で、午前中は5名でやっていますが、午後からは1人は今まで所長がやっていた事務をさせています。

○ 9番（松島重克君） 発足された時点で給食センターの職員配置の人員は当然考えられていたと思うわけですが、当初から調理師5名であったのかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 給食センターが出来た時点では、現在より2人ぐらいは多かったのではないかと思います。

その後調理人が辞めたので、それに伴って生徒数も減った関係で補充はしてないんです。

○ 9番（松島重克君） 現在、所長運転手兼任されておりますので、もし運転手が採用されるということになりますと2名になるわけですが、この条例案からいたしますと、委員会の事務職に身分が移行するのは1名ということになるわけです。

将来、所長、運転手ずっとそれでやっていかれるのならそれでいいわけですが、もし、所長、運転手別々に採用ということになりますと、この条例1人でありますので、この辺どうなるかと思ってお伺いしているわけです。

○ 教育長（宮城松一君） 生徒数が少なくなる関係で、委員会としましては所長兼運転手をそのまま継続させていきたいという考えでございます。

○ 9番（松島重克君） 運転手を別に採用しないということであるならば将来も所長が運転手を兼ねてやると受け取ってよろしいですね。

○ 教育長（宮城松一君） 現在、所長兼運転手をしているのが若い関係で、運転可能な間は兼務させたいというようなことでございます。

○ 9番（松島重克君） 給食センター設置条例には職員の配置、職務等がうたわれているわけです。

この関係はどういうことになりますか。

○ 教育長（宮城松一君） 設置条例に気がつかないで、今日気づいて、設置条例の第7条、管轄学校というのがありますが、4月からは改正しなければならないんじゃないかと、それから栄養士の条文が出ております。

これの一部改正を起案させておりますので、今議会で提案したいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 先程から問題になっておりますように、定数条例と給与条例の関係、これと同じように給食センターの職員の身分移行が給食センター設置条例ともかかわりがあると、同じようなケースになっているわけですので、早急に措置が講じられなければおかしいのではないかとということで質問しているわけですが均衡のとれたものに早急にされるということで受け取ってよろしいですか。

○ 教育長（宮城松一君） そのとおりでございます。

- 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 02 分）

再 開（午後 2 時 31 分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第 15 号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 15 号、大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例について採決
いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これより議案第 16 号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第 16 号、大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたしま
す。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時33分)

再 開 (午後 4 時27分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 4 時28分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和55年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年3月14日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年3月14日 午後3時45分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	厚生課長	稲福幸三君
助役	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
総務課長	金城清君	書記	照屋林克君
税務課長	宮里盛順君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第3号）

日程第1 議案第19号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第20号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時32分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第19号より、日程第2 議案第20号までを一括議題といたします。

順次、村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） この補正につきましては、今年度におきまして予算化して執行したいと思っておりますので、更に、ある程度見込みまして減額いたしまして、予算の整理という面を兼ねて補正をお願いしているわけです。

予算の内容といたしましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,184千円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,292,149千円と定める。

繰越明許費は、改善センターの工事費でございますが、昭和54年度分として計上していたものの中で、今月いっぱいまで工事が完成出来ない状態ですので、その分を明許繰越したいというふうなことでお願いをしたいと思っております。

債務負担行為は、昭和55年度の予算に計画いたしておりますが、新年度になって発注しては、新しい中学校の備品ですが、始業式に間に合いそうにないということで、本年度で相手方と契約したいということで債務負担行為をお願いいたしているわけです。

歳入につきましては、村税1,100千円の減額で、これは電気税でございます。

特別交付税の17,000千円の追加、県支出金ではっきりしましたものにつきまして4,284千円を追加いたしているわけです。

歳出につきましては、予算のある程度の整理、これからの見込みなどをしまして補正いたしてあります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明いたさせますのでよろしく願いいたします。

- 税務課長（宮里盛順君） 電気税が1,100千円減となっておりますが、6月以降新川ダムの事務所の閉鎖による税収の減があるという見込みで減にしております。

- 総務課長（金城 清君） 地方交付税の17,000千円は、特別交付税を見込んでいますが、

この額はまだ確定してなく、前年度の実績をおさえて計上しています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時07分）

再 開（午前11時18分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第20号について説明いたします。

補正につきましては、国庫支出金やその他の歳入がありますので、それを見込んでいます。
歳出につきましては、保険給付等の増額が見込まれますのでその増額等、又、予想されるものにつきまして減額をいたすために提案いたしております。

歳入歳出補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ、3,160千円追加し、総額131,786千円と定める。

なお、詳しいことにつきましては担当の方から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 書記（照屋林克君） 読み上げて説明に代えます。

（朗読して説明に代える。）

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時28分）

再 開（午後3時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第19号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第20号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時39分)

再 開 (午後 3 時41分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
これより議案第19号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって、討論を終結いたします。
これより議案第19号、昭和54年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
これより議案第20号の討論に入ります。
先に反対者の発言を許します。
反対意見ありませんか。
これをもって、討論を終結いたします。
これより議案第20号、昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。
本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。
よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時43分)

再 開 (午後 3 時44分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
以上をもって、本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さんでした。

散 会 (午後 3 時45分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和55年3月15日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年3月15日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年3月15日 午前11時25分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 総 務 課 長 金 城 清 君
助 役 新 城 繁 正 君 税 務 課 長 宮 里 盛 順 君
教 育 長 宮 城 松 一 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第4号）

日程第1 昭和55年度村長所信表明

日程第2 議案第17号 昭和55年度大宜味村一般会計予算

日程第3 議案第18号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第22号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時11分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番入場。

日程第1 昭和55年度村長所信表明から、日程第5 議案第22号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 村政に対する所信並びに昭和55年度一般会計予算案説明について申し上げます。

昭和55年度予算並びにこれに付帯する諸議案を提案する昭和55年第2回定例会に当り、村政に対する私の所信の一端を申し述べ、村施策に対する議会並びに村民各位の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第であります。

昭和54年度は、村政の振興発展のために計画いたして推進してきました農村総合整備モデル事業の農村環境改善センター、構造改善事業の農業生産物の共同集出荷場、村内4中学校を統合し新しい大宜味中学校の敷地の整備、校舎建築等が主な事業でありましたが、議会をはじめ村民各位のご協力によりまして進展を見ることができました。ご協力に深く感謝の意を表すところであります。

さて、社会経済情勢は諸産業のエネルギー源である原油価格の異常な高騰の厳しい経済情勢となりました。経済成長の低い物価高の時代となり、昭和55年度の経済財政は前年度より更に困難となることが予想されるのであります。

このような経済情勢の中で、政府は財政再建対策として緊縮財政の方針であり、財政依存度の高い本村経済財政に及ぼす影響も大きなものがあり、困難が予想されるのであります。このような経済情勢は相当期間続くものと思われまます。

このような時代を乗り越えるためには村民一体となって英知を結集し、決意を新たにして生活の向上発展のために努力をしなければならないと思うのであります。このような経済財政の厳しい情勢を考慮しつつ、大宜味村の未来像であります健康で明るい豊かな村づくりのために、村民のご協力を得て更にいっそうの努力をいたしたいと思ひます。

次に昭和55年度は主として次の施策について推進いたしたいと思います。

北部広域市町村圏について。

経済の成長に伴い住民生活の水準は急速に向上しその生活様式は都市化が進んでいる。このため農村地域でも衛生、飲料水、文化施設の整備をはじめ、都市と同じような行政サービスを市町村が行うことを要請されているが、しかし、地方の公共施設の整備は非常に立ち遅れていることから、その整備と均衡化が強く要請されている反面、市町村が住民の要求に応えられないという現状もあり、一面住民の日常生活の行動範囲が次第に拡大し、市町村の区域を越えた広域的な日常社会生活圏が全国的に形成されている。

このような地域社会の変動に対応し、住民の要求に応じて効率的な行政を行うために、日常生活圏を一体とした市町村の新しい地域の振興整備に関する施策を展開するための広域行政体制の整備を行うことが、広域市町村圏の趣旨であると思っております。

このようなことから、北部12市町村で北部広域市町村圏設定について推進をいたしているのですが、昭和55年度より発足する予定でありまして、その計画策定にあたりましては本村の問題点を充分考慮するとともに、本村発展のための施策を講じていきたいと思っております。

過疎対策事業について。

過疎地域市町村の振興を図るため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、5か年の時限法が昭和50年に5か年延長され、昭和55年3月31日で法の期限切れであります。この法律の期限切れにあたり、新たに過疎地域振興法案が国会で審議中であります。

これまでの過疎地域対策緊急措置法の適用は、沖縄県は沖縄振興開発特別措置法の規定によって適用除外されていたのでありますが、新しい過疎地域振興法案は沖縄の過疎市町村も適用されることになっており、我が大宜味村も新法の適用を受けることになるのであります。

過疎地域振興法の制定を見て、過疎地域振興計画を策定し、過疎対策に積極的に対処したいと思っております。

児童福祉施設（保育所）の整備について。

本村には公立保育所1か所とへき地保育所2か所で幼児の保育事業を行っているのですが、へき地保育所は施設や制度的に問題があり、保育施設の整備を図り保育事業を充実したいと思ひまして、昭和55年度は公立保育所の建設を計画し、その推進に努めたいと思ひます。

生活環境の整備について。

健康で明るい住みよい村づくりのためには、生活環境の整備は申し上げるまでもなく重要なことでもあります。

生活と生産の調和をはかり住みよい村づくりをめざして、村民と共に大きな期待をもって策定導入しました農村総合整備モデル事業は、昭和55年は第5年次にあたるのであります。本年度は昭和54年度で着工いたしました農村環境改善センターの完成に努めると共に、集落道、集落排水等を整備促進し生活環境の整備を推進したいと思います。

産業の振興について。

産業の振興は豊かな生活を築くための基盤であり本村産業の育成に努めたいと思います。

農業の振興について、本村は農業の立地条件に恵まれない自然の地勢であるが、農業は本村の基幹産業である。農業の振興については特性ある生産性の高い農業経営への指向は重要であり、生産基盤の整備とともに生産性の高い作物が要求されるのであります。

農業の生産性を高め振興をはかるために生産基盤の整備をし、土地改良事業によるほ場整備、構造改善事業による農道の整備等を推進いたしたいと思います。

数年前から準備してきました田港地区土地改良事業は、事業の実施をはかるべく地元関係者と共に促進を努めてきたのでありますが、いよいよ条件も整備され、昭和55年度より事業着工の予定となっております。

田嘉里土地改良地区の農道の整備充実をはかるために、土地改良事業で農道舗装工事を推進するとともに、大保農道につきましては、農業構造改善事業で整備をはかりたいと思います。

地域農政特別対策事業は、地域農政の振興をはかるための施策として事業実施のための推進をいたしてきたのでありますが、本年度も引き続き事業推進に努め、事業実施の促進に努めたいと思います。

畜産の振興については、これまで草地造成事業等を実施いたし、生産基盤の整備を推進するとともに多頭飼育の促進に努めてきたのでありますが、更に遊休地等の利用による畜産の振興を推進いたしたいと思います。

林業の振興につきましては、本村の森林地は広大な面積であるが経済林としての効果は極めて少い現状であり、森林の経済性を高めるには基本施設であります林道の整備と造林事業を推進いたし、林業振興をはかるとともに生産性の高い林業として有望視されているシイタケ栽培、花木の栽培の推進に努めたいと思います。

水産業の振興について、水産業の振興をはかるには基本施設の整備が最も重要なものでありますが、その施設の整備が遅れている現状であります。

昭和55年度は塩屋漁港の海岸保全施設、舟揚場施設、巻揚機、格納施設等の整備を推進するとともに、大兼久の舟揚場については、海岸事業で舟揚場施設整備を促進したいと思います。

収益性の高い栽培漁業として有望視されておりますモズク栽培も、水産業の振興、漁業者の経済の向上のために生産の向上を推進したいと思います。

商工業の振興について、本村の商工業はいずれも零細でありまして、経営指導等が必要であります。

商工業の発展のために商工会の育成に努めたいと思います。

なお、地場産業の振興をはかるために焼物（陶器）の生産対策をはかっていきたいと思えます。本村には焼物の原料の良質の土が豊富に埋蔵されているのであります。これまで2つの窯元で生産をいたしているのですが、生産も軌道にのりつつあり、将来焼物産業として振興をはかるために陶土の調査をするとともに、土採取地を設定して焼物の振興をはかっていきたいと思えます。

消防について。

本村は財政的な事情から非常備の消防組織で消防業務を行っていたのでありまして、消防の強化が強く望まれていたのでありますが、議会の皆さまのご理解とご協力により、昭和55年4月より国頭、大宜味、東の3村で一部事務組合を設立することになりまして、消防力の強化とあいまって住民の福祉向上がはかられると思えます。

教育文化の振興について。

教育の向上を図るため村内の4つの中学校を統合し、新しい大宜味中学校が村民のご理解とご協力によりまして設置をみたのでありますが、開校に向けて校地の整備、校舎の建築を推進してきたのでありますが、いよいよ、昭和55年4月1日開校の予定であり、新設大宜味中学校の前途を祝福いたしたいと思えます。

新設校には教材備品等新たな需用が多いのでありますが、統合の目的であります教育の向上のために教育に支障のないよう整備を図るとともに、生徒の通学の不安がないよう通学バスの設置を図りたいと思えます。

次に昭和55年度一般会計予算案について説明申し上げます。

昭和55年度一般会計予算の編成にあたりましては、厳しい社会経済情勢により、財政の伸び率が多くは望めないことが予想され、厳しい財政事情となっている現状からして消費的経費は極力これを抑制し、投資的経費は可能な限り計上することにしてあります。

歳入について要点を簡単に申し上げたいと思えます。

村税、地方譲与税、自動車取得税交付金等は前年度の実績を考慮いたしまして計上してあります。

地方交付税については、厳しい社会経済情勢からして財政の伸びも多くは望めない現状であり、いきおい交付税の伸び率も厳しいものであります。普通交付税の計上に当ってはこの

ような社会情勢を考慮し、対前年度伸び率を5%見込み計上するとともに消費費が一部事務組合の設立で財政需要の算定が加算されることを予想し計上いたしております。

分担金及び負担金については、民生費負担金で保育所の保護者負担金、教育費負担金で学校安全会負担金、学校給食費の負担金等が実績を考慮し計上いたしました。

使用料及び手数料では、重機、公共施設使用料、幼稚園授業料、諸証明手数料等が前年度の実績を考慮いたし計上してあります。

国庫支出金については、国庫負担金では民生費関係で老人福祉費、児童手当、児童福祉費等の国庫負担分を、義務教育費国庫負担金では義務教育教材整備費負担金を予定される国庫負担分を計上いたしました。

国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金で保育所建設費、農林水産業国庫補助金では塩屋漁港海岸保全施設整備事業、土木費国庫補助金では平南アザカ橋工事費、義務教育国庫補助金では要保護準要保護児童生徒への援助等や新設中学校の通学バスの購入費及び維持費等の補助金が現在内定している額を計上いたしてあります。

委託金では、国民年金、福祉年金、児童扶養手当等が実績を考慮して計上してあります。

県支出金については、県負担金で民生費県負担金として老人医療費、児童手当等の県負担分を実績を考慮し計上いたし、県補助金では、民生費、衛生費農林水産業費等、現在内定している額を計上いたしました。

財産収入については、これまでの実績を考慮するとともに、村有林野の払い下げ地の払い下げを予定し計上いたしました。

繰入金については、財政調整基金よりの繰入でありまして、本年度は、新設大宜味中学校、農村環境改善センターの備品やその他一般財源で充当しなければならない財政需用が多額になるため財政調整基金よりの繰り入れをいたしたいと思っております。

村債については、国、県の補助事業の対応分についての起債限度額を予想いたし計上しました。

財源別に申し上げますと、村税52,238千円地方譲与税9,000千円、自動車取得税交付金3,544千円、地方交付税500,000千円、交通安全対策特別交付金1千円、分担金及負担金31,536千円、使用料及手数料2,736千円、国庫支出金126,614千円、県支出金273,527千円、財産収入11,434千円、寄附金4千円繰入金30,000千円、繰越金10,000千円諸収入3,433千円、村債466,600千円であります。

予算総額は歳入歳出とも、1,090,667千円となっております。

歳出部門の中で主な事業について概略を申し上げたいと思っております。

昭和54年度より着工いたしました農村環境改善センターが昭和55年度に完成の予定であり、

同施設を機能させるために内部備品を必要最少限のものは備えたいと思ひまして総務費に計上いたしてあります。

保育所の施設整備をはかり保育事業を充実するために、公立保育所の建設設計等の費用を民生費に計上いたしてあります。

本村の最も重要な事業部門であります農林水産業費には、田嘉里農道舗装工事、農村総合整備モデル事業では農村環境改善センター建築工事、農道、集落道、集排水等が計上され、農村構造改善事業では大保農道の改良工事、留池等整備事業では環境の整備、土砂流出防止のためにアザカ川上流に砂防堤を建設予定し、水産業振興のために塩屋漁港の海岸保全施設、舟揚場施設、巻揚機等の事業を予定してあります。

土木費ではアザカ橋の改良工事を予定してあります。

消防費では消防一部事務組合が昭和55年4月1日発足する予定で、負担分を見込み計上いたしてあります。

教育費には、新設の大宜味中学校の内部備品の整備や通学バスの購入費を計上いたしてありますが、他の部門は前年度予算より予算が相当伸びているのでありますが、教育費が減額をみておりますのは、前年度は中学校統合の校舎建築等に大きな事業費を充当したのでありますが、本年度は内部充実のために事業を見合わせたために、前年度より減になっているのであります。

各部門別の予算を申し上げますと、議会費37,015千円、総務費155,476千円、民生費172,475千円、衛生費28,117千円、労働費6千円、農林水産業費376,202千円、商工費2,666千円、土木費65,561千円、消防費48,770千円、教育費151,143千円、災害復旧費8千円、広債費42,748千円、諸支出金880千円、予備費9,600千円であります。

本年度の財源内訳を申し上げますと、特定財源であります国、県支出金で400,141千円、地方債で46,600千円、その他24,700千円で一般財源が619,226千円となっております。

以上、村政に対する所信と昭和55年度の予算編成方針、並びに一般会計予算案の概略説明を申し上げますが、細部については別説明を申し上げるとともに、質疑等において説明を申し上げたいと思ひます。

以上、よろしくご審議の上、議決をお願いする次第であります。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午前10時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第18号について説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,942千円と定める。

歳入を申し上げますと、国民健康保険税34,214千円、一部負担金は費目存置、国庫支出金97,302千円、県支出金、財産収入は費目存置、繰入金2千円、繰越金は費目存置、諸収入405千円となっています。

歳出につきましては、総務費8,729千円、保険給付費119,672千円、保健施設費、基金積立金、公債費は費目存置、諸支出金2千円、予備費3,536千円となっています。

細部につきましては職員をして説明させますのでよろしくお願いいたします。

提案の理由といたしましては、本村に居住する外国人にも条例の定める範囲内の者に、医療の恩恵を与える機会をつくるため条例を改正する必要があるということです。

これは外国から来まして帰化する予定ですが、帰化する手続きが随分かかるようでございますそれでその期間国保の適用が受けられないことになると、本人としても大変なことだろうと思ひまして適用させるために改正したいと思っているわけでございます。

今までこの条例になかった被保険者とする外国人を新たに条例の中に入れようと思ひましてやっているわけでございます。

それで第3章に第4条を入れましたので、章条を逐次下げていくというふうなことになりまして、章条の繰り下げをやっているわけです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

これは第2条の改正ですが、今まで4つの小中学校一緒になっておりましたので、統合しますと大宜味中学校だけになりますので、改正が必要になってこのように改正したいと思っているわけです。

それから第4条の改正は職員の設置の改正ですが今まで職員を置くことができましたのを弾力性を持たせまして職員を置くことが出来るに改めたいと思ひまして提案いたしているわけでございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時52分）

再 開（午前11時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午前11時25分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和55年3月17日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年3月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年3月17日 午後4時45分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第17号 昭和55年度大宜味村一般会計予算

日程第2 議案第18号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第17号から、日程第4 議案第22号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時44分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議をこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後4時45分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和55年3月18日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年3月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年3月18日 午後5時13分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第17号 昭和55年度大宜味村一般会計予算

日程第2 議案第18号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第17号から、日程第4 議案第22号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時00分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
3番入場。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時00分）

再 開（午後5時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
おはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議をこれをもって延会いたします。

延 会（午後5時13分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和55年3月19日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年3月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年3月19日 午後6時31分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 議案第17号 昭和55年度大宜味村一般会計予算

日程第2 議案第18号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第17号から、日程第4 議案第22号までを一括議題といたします。
おはかりいたします。

本日は議案に係る資料調査のため、村内一円を現地調査いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日は議案に係る資料調査のため、村内一円の現地調査をすることに決しました。これより現地調査へ出発いたします。
現地調査のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時02分）

再 開（午前10時06分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
12番入場。
休憩いたします。

休 憩（午前10時06分）

再 開（午後6時30分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
現地調査大変ご苦労さんでした。
おはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議をこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後6時31分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和55年3月21日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年3月21日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年3月21日 午後4時33分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (1名)

5番議員 平 良 実 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第8号）

日程第1 議案第17号 昭和55年度大宜味村一般会計予算

日程第2 議案第18号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第17号から、日程第4 議案第22号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時56分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
13番退場。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時56分）

再 開（午後4時32分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
おはかりいたします。
議事の都合により、明日22日は休会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、明22日は休会することに決しました。
更におはかりいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本日の会議は延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後4時33分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和55年3月24日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年3月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年3月24日 午後4時28分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第9号）

日程第1 議案第17号 昭和55年度大宜味村一般会計予算

日程第2 議案第18号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第21号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第22号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第17号から、日程第4 議案第22号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時27分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議はこれをもって延会いたします。
大変ご苦勞さんでした。

延 会（午後4時28分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和55年3月25日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年3月25日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年3月25日 午後4時37分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
17番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	経済課長	仲村順三君
助役	新城繁正君	建設課長	古我知清君
教育長	宮城松一君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
総務課長	金城清君	農業委員会 事務局長	金城利明君
厚生課長	稲福幸三君	書記	照屋林克君
税務課長	宮里盛順君	書記	高江洲修君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第10号）

日程第1	議案第17号	昭和55年度大宜味村一般会計予算
日程第2	議案第18号	昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第21号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第22号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例
日程第5	陳情第2号	昭和55年度大宜味村遺族会に対する村よりの補助金交付方について陳情

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第17号から、日程第5 陳情第2号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時38分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第17号の質疑に入ります。
発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 農業振興費の19節に優良農機具購入補助金、マルチャー1台55千円計上されておりますが、この機械はどういうものであるのか。又、この機械が村の方針の大型優良農機具に適用しているかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 只今のご質疑に対しまして担当の経済課長がお答えすべきでございますが、名護市との約束がございまして津波山の方に行っております。

今日の質疑の時間については分かっておりますがすぐ戻るとは思いますが、只今戻っておりませんのでお答え出来ませんが、調整の段階で、是非必要だから何とか予算措置をしてほしいという要望がございましたので、今回計上することにいたしました。内容につきまして私の方から説明いたしかねますので、経済課長が出席した時に詳しく説明させていただきたいと思っております。

○ 2番（平良真光君） 海区漁業調整委員選挙費が89千円計上されておりますが、説明ではこの委員は県下で22名ということでしたが、その委員の選挙区はどうなっているのか。

○ 助役（新城繁正君） 今回の予算編成調整の段階で、こういう選挙関係の費用につきまして必要経費だという立場から、内容について私も係の方から十分聞いておりませんので、係からこの内容について聞きましてからお答え申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 2番（平良真光君） 被選挙権や委員の任期等についてはどうなっているのか。

○ 助役（新城繁正君） 只今のことも含めまして、一応確かめてお答え申し上げたいと思っております。

○ 3番（山城宗喜君） 環境衛生費の19節に750千円計上されておりますが、説明で水道滅菌機設置補助金として5か所となっておりますが、部落名をお伺いいたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 申請が5件ありまして、田嘉里、喜如嘉、大保、塩屋、宮城であります。

○ 13番（平良嘉清君） 村民税の個人分、固定資産税についてですが、徴収率95%ということですが、交付税の算定基準は98%であると聞いておりますが、そのようになっていますかどうか。

そうなれば3%というのは基準財政収入額からして減らされるということになるわけですが、そういうことになるかどうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） これは前年度決算等からして、見込みで計上しています。

この見込みは、我々としては歳入欠陥が出ないようにと、これ以上はなるであろうが最悪の場合でも95%は徴収出来るという見込みで計上しています。

○ 13番（平良嘉清君） 問題点とするところは、交付税算定の場合に98%収納するという見込みで交付税算定すると聞いていますが、事実であるかどうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 交付税の算定とは別の考え方でやっています。

○ 13番（平良嘉清君） こういうようなことについて県との話し合いはあったと思いますが、98%の収納率ということは聞いてないわけですか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 努力しなさいということはあるかも知れませんが定義づけられたものはございません。

○ 13番（平良嘉清君） 定義ということではなくして、こういう指導を受けたということはありませんか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 沖縄全体としては本土に比較して徴収率が低いから努力するよという指導助言はありますが、98%までやりなさいということは、別に聞いておりません。

○ 12番（東 武郎君） 老人福祉費の19節に単位クラブ補助金とありますが、この単位老人クラブとはどういうものであるのか。説明あったと思いますが聞き漏らしておりますのでお聞きいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時57分）

再 開（午前11時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 単位老人クラブとは各部落の老人クラブのことを言っているわけですが、補助の対象となっている部落は、田嘉里、謝名城、喜如嘉、大兼久、根路銘、塩屋、津波でございます。

そして対象人員は50名以上の老人クラブの会員を有している所となっております。

○ 10番（前田貞四郎君） 消防費に関連して、大変な就職難の今日11名の消防職員が採用されるということは、村民は大きな関心を持っています。

本土からも来て那覇からも大分来ているようですが、40名の中から11名が試験通っているということですが、これは決定ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 採用決定ではございません。推薦をするということでございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 推薦すると、採用決定と見なしていいのではないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） やや決定と見ていいのではないかと思うわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） ほぼ採用決定であれば、番号で掲示されておりますが、氏名まで発表していいんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 氏名発表したから悪いということはないと思うんです。

こちらとしては番号だけやった方が、誰々は落ちたんじゃないかというふうなことで皆が分かったのでは、かえって本人達にも変なところがあるのではないかということで、番号だけを発表した方がいいのではないかというふうなことで、打ち合わせてそうやったわけなんです。

本人には通知をするということになっています。

○ 10番（前田貞四郎君） 我々も関心を持っているものですから、何処の部落の誰が合格したかなあと知りたいために議会でも要望したわけですが、村長は検討してからということで、もう検討の段階は済んだわけなんでしょう。

発表してもいいのではないんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、選考しているので発表しているわけなんです。

ですから番号だけをやって、誰々が落ちたということを明確にすると落ちた人達に何か変になるのではないかということで、番号だけでやったわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 私は落ちた人の名前は聞きたくないんです。

合格した人の名前を聞きたいんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 合格した人の名前が分かると、自然と落ちた人の名前が分かるということになるわけですので、そういうふうなところで番号を発表したということです。

○ 10番（前田貞四郎君） 応募した全部の氏名は知らないわけです。だから合格した人の名前を発表しても、落ちた人の名前を聞いているのではなく合格した人の名前を聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 大方誰々が応募したということは知っているわけなんです。そういうことで番号を発表して合格した人達に分かってもらうということで番号を発表しているわけです。

○ 8番（崎山喜弘君） 保健体育総務費の19節、スポーククラブ育成費の4クラブはどういうものか。

○ 教育長（宮城松一君） これは喜如嘉、大兼久、根路銘と大宜味、塩屋の婦人バレークラブの4つであります。

○ 12番（東 武郎君） 農地費の8節に地域農政推進活動事業推進員として340千円計上されていますが、この補助金は部落の大小にかかわらず同額であるのか。

○ 助役（新城繁正君） 経済課長が約束事で留守しておりますので、帰り次第先程の9番議員の質問と合わせましてお答えさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 9番（松島重克君） 農村総合整備費の17節と22節も多少関連するかと思いますが、各部落の集道の潰地の折衝に当りまして、屋敷を削られるというような場合、或いは構築物が壊されるという場合、どうしても人情といたしまして両側から取られるならば承諾しようというようなケースが多いようであります。

片側からだけでは承諾し難い、それで折衝が難かしい面もあるわけですが、こういう地元の要望が出た場合に村としてはどういう方針で臨まれるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 潰地或いは補償問題については、工事費に食い込まないように出来るだけ片方を取りたいという考えでございますが、しかし、今の集道関係では基準カーブを取っておりません。

そういうことで車が回れる範囲というふうな形で道路を整備しておりますので、道路構造令に基づいた道路であれば片方から取るとか両方から取るとかということにはならないわけですが、集道整備につきましてはそういうことも制限されておられませんので、本来としては構造物の復元或いは土地の買収に金のかからないようにということでございますが、いろいろ部落を聞きましても先程あったような事情が多々出て来ております。

それでどうしても止むを得ない場合は、仕方なく両方かけてもいいんじゃないかというふうな考えを持っております。

○ 8番（崎山喜弘君） 児童福祉施設費の13節、保育所設計管理委託料の3,000千円についてですが、設計委託の方法についてお伺いします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） これは特定業者を指名するのではなくして、あくまでも入札を前提としています。

○ 13番（平良嘉清君） 林業総務費の19節に県治山林道協会特別会費とありますが、説明

によると大国林道の3%ということですが、これについて事業主体と期間、予算規模について説明願います。

○ 助役（新城繁正君） 只今のご質問につきましても経済課の管轄になっておりまして、私共の方では具体的な面についてはお答えいたしかねますので、課長が戻り次第答弁させていただきますと思います。

○ 5番（平良 実君） 予防費の11節に2,000千円余計上されていますが、この中には各部落で行うそ族昆虫駆除の薬品なども含まれているかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 従来各部落で配布していますスミチオン乳剤とか全て入っております。

○ 5番（平良 実君） 各部落への配布はどのようになされているか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 配布する数量は、部落の規模とか人口を検討して配布しています。

○ 5番（平良 実君） 各部落に在庫がないかどうか。或いは毎年やっているのが十分使用されているかどうか検討されたことがあるかどうか。この予算計上に当っては在庫等を十分検討しての計上であるのかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 各部落にどれだけの在庫があるか私自身調査してないので分かりませんが、今度の予算計上は在庫とか調べないで計上しているわけです。

○ 5番（平良 実君） 折角、配布した貴重な薬品でありますので、十分なる指導をして無駄のないようにやってもらいたいと思うがどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 55年度の薬品配布はこれからでありまして、在庫のある所は当然配布を減らされる方向でなされると思っております。

○ 3番（山城宗喜君） 児童福祉施設費の17節に保育所用地購入費として5,382千円計上されていますが、面積はいくらであるか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 面積は414坪となっています。

○ 10番（前田貞四郎君） 学校建設費の13節、中学校も間近かに開校されるわけですが、通学バスの運行委託者は選任されているかどうか。又、契約はどの辺まで進んでいるか。

○ 教育長（宮城松一君） この23日に応募者を集めて選考しています。まだ、契約は結んでおりません。

○ 12番（東 武郎君） 老人福祉費の11節に修繕費30千円とありますが、この修繕費はどういうものに充てるのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 家庭奉仕員の公用車があるわけなんですけど、この車の定期点検の時の部品代に充てるわけです。

○ 3番（山城宗喜君） 塵芥処理費の19節に名護市衛生センター使用料として4,200千円計上されて、600千円の増額となっていますが、名護市とどういう話し合いがされたか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 2月の初め頃に名護市の保健衛生課長と衛生センターの所長が本村に見えまして、本村が名護市の衛生センターを使用して3年程度になるわけですが、ずっと同じ料金でお願いしてやって来たわけです。

しかし、電気料金或いは水道料金の値上げによって、どうしても今回から上げなければ出来ないということになりまして、あらゆるデータも持って来て是非上げてくれということをお願いがあったわけです。

○ 6番（福地善雄君） 学校管理費の11節の147,600円の水道料金ですが、これは児童生徒1人当たり50円というのは説明により分かりますが、3校区の区分別の料金がお分かりでしたらお聞きいたしたいと思います。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 喜如嘉の方が幼稚園合わせて71人の50円で、11か月で39,050円、大宜味校は44人で、24,200円、塩屋が115人で63,250円その他に教員が38人で20,900円、今度中学が統合しますので従来の約半分となっています。

○ 12番（東 武郎君） 教育振興費の11節にへき地研究校費400千円計上されておりますが、この研究対象はどういうものになっているか。

○ 教育長（宮城松一君） 来年の1月に北部において、全九州のへき地研究大会が開かれます。

北部3村の各村でへき地研究大会がございます。

本村では準へき地に指定されておりますので、喜如嘉校が指定されておりますので、喜如嘉校が研究校として指定されておまして、その大会に向けての準備、研究集録などに大分費用がかかるので、是非計上してもらいたいという要望がございましたので計上しているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時35分）

再 開（午前11時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 8番（崎山喜弘君） 塵芥処理費の13節にごみ収集委託料が計上されていますが、委託者がいたかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 受託者はまだ決定しておりません。

これは4月に入って選考したいと考えているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時42分）

再 開（午後1時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

先程の9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 経済課長（仲村順三君） マルチャーは耕うん機に取り付けして、野菜などを栽培する場合にうねを切りましてその上にマルチを張ります。そのマルチを張る機械であります。

これは野菜生産部会が沖永良部に研修に行きまして、作業効率の高い機具ということでありまして。

それから優良農機具の補助金交付規程に関係があるかというご質問のようですが、これについてはこの規程に準じて予算執行していきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） このマルチャー1台55千円という補助率はどうなっているか。このマルチャーを選定された理由についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 補助率は、これは1台220千するもので、100分の25%を計上しています。

この機具を予算計上しましたのは、先程も申し上げましたが野菜生産部会が先進地研修に行きまして里芋等のマルチングをやる場合に人の手の10倍も能率が上がるという説明がありまして、1台あれば生産部会で予定している作業は対応出来るという研修結果の報告がありまして、そういうふうなことを踏まえまして予算計上しています。

○ 9番（松島重克君） この補助する該当者は個人になるのか。野菜生産部という組織になるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） 考え方としては、生産部会名で要請がありましてそれに対応して予算を計上してあります。

○ 議長（玉城一昌君） 12番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 経済課長（仲村順三君） 農地費の8節ですが、これは各部落に1人の推進員を置いておりまして、この方達のこの事業に対する調査の報償費であります。この使途方法は農家戸数と推進活動の回数に割り振りをしてやっていくという考え方なんです。

○ 議長（玉城一昌君） 13番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 経済課長（仲村順三君） 林業総務費の19節の林道の事業主体は県であります。大國林道の事業期間は、県が計画するので私共の方では分かりません。予算規模についても県の予算で執行するので説明も受けておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 林道ということですが、もしその地域に農地造成をした場合には抵触を受けるかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 林道を造ってその周辺に農用地が開拓された場合に、その農用地関係に抵触しないかということですが、私の考え方ですが、これは道でありますのでその周辺に産業が起ってもその道は利用出来るものだと解釈します。

○ 議長（玉城一昌君） 2番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 書記（高江洲 修君） 委員数が11名、選挙区が全県となっています。

被選挙並びに選挙権が20歳以上ということになっています。資格の面なんですが、漁業法第86条第1項の規定となっています。任期は4年です。

○ 9番（松島重克君） 林業総務費の1節と7節に関連すると思いますが村有林野払い下げ調整委員会報酬10回分ぐらい見込んでおられるわけですが、それと7節で払い下げ業務の傭人料が計上されておられるわけですが、この計上されている予算について村有地払い下げの現在の予定をお聞かせ願いたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） これは先の議会で地域設定をした払い下げ業務にかかわる調整委員会の報酬、それに伴う払い下げ業務に対して賃金を計上しておりますが、現在、執行を何月というふうにはっきり決めておりません。

これから検討していこうということです。

○ 9番（松島重克君） 一応予算が計上されておるので、それなりの予定がおりでないかと思ってお聞きしているわけですが、まだ未定のようにあります。

財産売払い代金も10,000千円予定されているわけですが、これからすると何等かの目処を持っているのではないかと思うわけですが、この23林班の申請受理はどういうようになっているのか。

○ 経済課長（仲村順三君） この払い下げ申請の受理は、払い下げ業務に関する職員が他のものと兼ねておりますので、他の補助事業との関連で比較的暇な時期を見はからってという考え方を持っております、大体10月頃が妥当でないかという考え方です。

○ 9番（松島重克君） 今のお話では正規の受理はされていないとお聞きしたわけですが、しかし、設定地内には既に耕作されている所がある。これは必ず申請されるものと見ていいものと思います。その他にも推定出来るのではないかと。そういう推定に基づいて10,000千円という収入を見込んでいるのではないかなという感じをしているわけです。

ある程度の申請予定者ぐらいはお分かりにならないかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 払い下げの収入として見込んで予算計上してある金額は、予算計上する場合に、前に払い下げ設定した総面積の比率で大体これぐらいという面積を出して、平均単価どのくらいということで計上していますが、申請者のおおよその数は分からないかということですが、具体的にチェックもしてありませんでいろいろ問題がありますので、

相当検討してでないとも人数も分かりません。

○ 9番（松島重克君） では質問変えましょう。

それでは今度設定された地域内に既に耕作している、いわゆる貸地契約を結んでいる人達は何名ぐらいになりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） その数も私の方ではっきり分かりませんので、貸地契約台帳を調べて報告したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時38分）

再 開（午後1時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 先の議会で地域設定した中で、元大東パインが貸地していた所で12名、その他の23林班24林班で9名となっています。

○ 9番（松島重克君） その他に現在問題となっている所が、貸地契約が結ばれてない人が4名とお聞きしましたが、間違いございませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） 私が知っているのは3名なんです。

○ 9番（松島重克君） 議会が村内調査をした時点で、課長も同行されておりましたが、係職員の説明では4名ということでありましたが、その辺どうですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 係職員が4名という説明があったということですが、あと1件というのは払い下げされたものであるのか、その地域内であるかどうかということなんです、その辺をはっきり確認してないんで、そこら辺に違いが出ていると思います。

○ 9番（松島重克君） 払い下げたものであれば手続き踏まれて土地代が入っているはずですから、どうですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 遠くの方からそこだというふうなことで係の方が説明しておりました。あの時点で私はあそこは払い下げした箇所でないかというふうなことで言ったんですが、そこら辺の箇所は現地踏んで確認しておりませんので、そのような答弁をしているわけです。

○ 9番（松島重克君） 係職員がそういう説明をされておりましたので、確認していただけないか。

○ 経済課長（仲村順三君） 係の方に再確認するように指示はしていますが、確認したかどうか聞いてみてご返事したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時50分）

再 開（午後1時52分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） その後、係の方が耕作者に会いまして、元貸地をしていたんだということで、係が貸地台帳を調べてみると載ってないというふうなことで、本人との話がかみ合わない状態です。

○ 9番（松島重克君） 現地で担当職員が説明されているのが正しいということになるんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 本人は貸地した土地であるという説明をしているし、係の方は貸地台帳を調べてみるとないというふうなちぐはぐなものがありまして、その貸地料の支払いがどうなっているかということで、収入役のところまで調べてみようという段階で、どちらが正しいのか分からないという状態です。

○ 9番（松島重克君） 貸地させる場合には必ず貸地契約を結ばれて台帳に記載してやるというのが、普通の手続きでないかと思うわけです。

だから、貸地台帳に載っておらないということは正規の手続きが踏まれてなかったと見るのが妥当でないでしょうか。どうでしょうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに正規の手続きが踏まれてないと解釈するのが妥当と思いますが、本人がそういうように言い回る状態になっておりますので、再確認しようということで、収入役の方も調べてからはっきりしようということで、係の方がその調査をやるという考え方を持っている状況なんです。

○ 9番（松島重克君） 今調べておられるようですので、それは後でお聞きいたしましう。

55年度予定されている払い下げ地域の払い下げ希望者に、地域的な制限を考慮しておられますかどうか。或いはそういう制限はなしに、村内の方であれば他からも申請可能であるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今のご質問は払い下げ全般にわたってのご質問と思っております。

それにつきましては、従来貸地関係にありました方はその土地につきまして、条件が整えば優先的にやりたいと思っております。

その他につきましては、その地域というものを大事にしたいわけですが、特別に、こういうふうな目的を持って、例えば、そ菜ならそ菜というようなものをやってみたいと他にも特別にどうしても希望者がおるとするならば、そういう人達も加えて、農業の発展という面から検討したいと思います。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、その林班に関係する地域だけでなく、他の部落からも希望者があれば当然申請は受理されるものと考えてよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは全面的に禁止するという事は出来ませんが、地元というのを優先的にやりたいと思っております。

それで先程申し上げましたように、ここでなければいかんという、特別な、地域にも刺激になるような、ひとつの大宜味村において産業的なものを生み出すということでやりたいということであるならばこれも加えて検討すべきでないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の話は23、24林班についてのお話でしたが村全般を見わたした場合、現在払い下げ地域に設定されて、まだ、払い下げられてない所もあると思うんです。

そういう場合、その地域外から残っている土地に対して払い下げを希望するという申請が出て来た場合に、条例規則等をみた場合に拒むことは出来ないんじゃないかと考えられるわけですが、そういう離れた地域からの申請があった場合に、当然受理していただけるものと考えていいかどうか。もう一度確認のためにお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 心情的にはその地域というのを優先的にやりたいわけなんです。他からも勿論申請は出来るわけでございます。ですから、同じ所に重複する場合もあるわけですので、その場合において地域の人を優先的にやった方がいいんじゃないかと思っているわけなんです。

更に、今まで耕作されてないで新しくする所にその地域を含めて、このような農業をしたいと、そしてその地域に対しまして刺激的な農業をやりたいというのがおるならば、地域に居住をするという条件でやるならば、その地域の農業もかえって発展するのではないかとこのことを考えまして、そういうふうなものも合わせて考えたいということです。

○ 9番（松島重克君） 地域の人が払い下げて残っている土地があれば、地域外から申請があれば当然受理すべきではなかろうかと、これを拒む条例規則等はみられないわけです。残った場合のお話もお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） これは大いに奨励すべきだと思います。

○ 2番（平良真光君） 水産業振興費の15節に塩屋の舟揚場の工事費が計上されているわけですが、これの面積はどの程度のものであるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） 現地調査の場合にも説明したわけですが、はっきりした面積は出てないんですが、予定としては海に40メートル、幅が40メートルということで、面積にすると1,600平方メートルです。

○ 2番（平良真光君） その面積において、どの程度の舟が利用出来るか。

- 経済課長（仲村順三君） 20隻計画しています。
- 2番（平良真光君） そういたしますと、現在の業者が入り込んで来て利用しても十分満たせるという考えですか。
- 経済課長（仲村順三君） 20隻の計画でして、それ以上の収容ということになると問題になるかと思うわけですが、20隻は対応出来るということでご理解いただきたいと思いません。
- 2番（平良真光君） この舟揚場が完成した時点で、地元以外からも大分入り込んで来ることも予測されるわけなんです。

トラブル等を考えた場合、取り決めなどが必要でないかと思ひまして、これについてはどうですか。

- 村長（根路銘安昌君） これは塩屋漁港内の施設であるわけです。
これは全く県の補助だけでなく、村の負担もしてやるわけです。舟揚場でございます、港的なものではなく、暴風時における舟を揚る所でありますので、おそらく他からは来ないんじゃないかと、又、この管理につきましては漁業者の皆さんにさせたいと思ひますので、これは漁業者の方でいろいろ検討してもらわなければいけません。

- 10番（前田貞四郎君） 農業振興費の19節にビニールハウス設置補助金が1,083,600円計上されていますが、説明によりますと、4,300ヘクタールで単価1,260円ということからしますと、鉄骨のハウスではなさそうですが、どういう型であるのか。

- 経済課長（仲村順三君） これは鉄骨ハウスであります。
- 10番（前田貞四郎君） 鉄骨のビニールハウスが1,260円の単価で出来るんですか。
- 経済課長（仲村順三君） 係が調査して予算計上しておりますので、出来ると思ひます。
- 10番（前田貞四郎君） これは野菜生産部会へ何棟、花き生産部会へ何棟という制限はないですか。

- 経済課長（仲村順三君） そういう制限はありません。

- 9番（松島重克君） 商工振興費の14節に陶土採取所造成重機借料が計上されていますが、陶土採取所を造ってどうのように生かすのか。

- 村長（根路銘安昌君） これは本村の焼物を奨励するということで、本村の土が焼物にいいということで本村に目を付けている希望者が随分多いわけです。

そういうことでひとつの産業育成という面から土採り場を造ろうじゃないかと思ひているわけなんです。それで、本村内で焼物をする人に土を上げようと、そういうふうなことで産業の発展策を考えていきたいということで、土採り場を造ったらどうかと考えているわけです。

- 5番（平良 実君） 農業振興費の11節、さとうきび土壌改良資材代は県との調整でこれだけの予算を計上されたのか。
- 経済課長（仲村順三君） これはさとうきび緊急対策事業の中の事業でありまして、県と調整済みで計上しているものです。
- 5番（平良 実君） これはどういうふうな資材が入っていますか。
- 経済課長（仲村順三君） 改良材としては、農薬関係のものを利用するという考え方でやっています。
- 5番（平良 実君） 面積はどのくらい予定されていますか。
- 経済課長（仲村順三君） 手元に資料持っておりませんので、係から聞いてお答えしたいと思います。
- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時20分）

再 開（午後2時37分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 経済課長（仲村順三君） 係が外勤しておりまして資料が見当りませんのでこの予算額から農薬を換算して割り出すと、約25ヘクタールぐらいになります。
- 13番（平良嘉清君） 農業構造改善費の8節、農業組織化事業経営指導員とはどのような性質のものであるのか。
- 経済課長（仲村順三君） 構造改善事業の組織化事業において、経営指導員を1人置くということになっておりまして、その事務は村内にある農業団体の研修や講習などの推進役をするのが仕事です。
- 13番（平良嘉清君） 選定の仕方はどのようになっているか。
- 経済課長（仲村順三君） 出来るだけ指導性のある方で、活動力のある人を選定するということになります。
- 13番（平良嘉清君） 林業振興費の天然林についてですが、天然林の利用区分はどのように考えているか。
- 経済課長（仲村順三君） この天然林改良事業は、利用区分毎に行うものでなくして、天然林を保育していくということです。
- 13番（平良嘉清君） 投資をするからには、最終的には経済価値という結論になるわけです。

終局の目的はどのような利用区分で遂行するかと申し上げているわけです。

- 経済課長（仲村順三君） 最終的な目的は、この天然林を保育するという事でこの事

業があるわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 本村の山林においては相当大きな森林地域があるわけですが、この森林地域においても該当すると思うんですが、森林地域の利用区分はどのように考えているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 綿密な面は施業案計画をもって計画しなければいかんわけです。沖縄の森林計画は県が作るということになっているわけですが、本村も復帰後のものも具体的なものまだやっておりませんので、県にも施業案計画を作ってもらおうというように話はあるんですが、具体的に何時やるということまで至ってないわけです。

水源かん養林とか防災林、或いは天然林を残して自然の風地を良くする所もやらなければいかんと思うわけです。更に、経済林的な考え方を持ちましてそれもやらなければいかんと思うわけです。

沖縄においてある程度有望なものは、センダンではないかと思うわけです。そういうふうなものを含めまして、樹種というのを検討しなければいかんのじゃないかと、長期的に見た場合に建築資材とかも考える必要があるんじゃないかと考えているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時42分）

再 開（午後2時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第18号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
これより議案第21号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時48分）

再 開（午後2時51分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第22号の質疑に入ります。
発言を許します。

- 9番（松島重克君） 第4条、置くと置くことができるという解釈をお聞かせ願いたいと思います。

- 教育長（宮城松一君） 置くということになると、義務付けられているということになると思います。

置くことができるということになると、置かなくてもいい、置かなくてもいいというふうに解釈してよろしいかと思います。

- 9番（松島重克君） 第4条の改正についての説明をお聞きした場合に所長と運転手が兼職出来るという説明がありましたが、これは現在までの条例には抵触していたわけですね。抵触しているということをお分かりでありながらやっているということは、困ったことではあるわけです。その抵触しているものを抵触しないように改めようということではありますが、しかし、第4条の置くを置くことができることと改めることとでうまくいくかどうか疑問を持っているわけです。と言うのは、この条例にはそれぞれの職務を規定しておりますね。はたしてそういうことから考えまして、置くことができるというあいまいな表現で、条例としてのあり方というものが妥当であるのかどうか疑問を感じますが、この辺どうお考えですか。

- 教育長（宮城松一君） この件について地方課に問い合わせてみたら、これだけ書いた

らよろしいという指導を受けております。

○ 9番（松島重克君） 地方課の見解はそういうことであろうかと思うんですがね、そういうことでも見解としてはいいでしょうが、しかし、条文の今後の運用で支障が来るんでないかと、所長と運転手が兼任するという兼任事項は何処にも表われておりませんね。と同時に、現在の所長は多分運転職ということで採用されたと思うんです。それを途中から所長兼任ということで2人分の仕事を1人でやると、仮に拒否された場合はどうなるのでしょうか。

運転職と所長が兼任しているということであれば多分、辞令は所長ということになっておりはしないかと思うわけですが、その点どうですか。

しかし、55年度予算の中に運転手の傭人料というのが出ておりますね。

こういうふうなところから、もうあやふやな面が出ているのではないですか。

こういうことから、置くを置くことが出来るというようなことだけで、はたしてこの条例が今後運用うまくいくかどうか。

もう既にこういう時点から疑問が出ているんですが、どういようにお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） おっしゃるように所長という辞令です。そして運転手を兼ねるといような辞令を出しています。

本村の財政ではとても運転手と所長を別々に置くというのは不可能な状態ですので、委員会としての急場の策で所長兼運転手という辞令を出しています。

財政が豊かになりましたら、所長も運転手も置いてよかろうかと考えております。

○ 9番（松島重克君） おっしゃることはよく分かるんです。2人の仕事を1人で何とか現在の所長が若いんだから頑張ってもらうんだと、これはこれで結構だと思うんです。

我々もそれだけ経費の節減になって結構だと思うんです。条例とそれとは別なんです。

そういうことであるから条例がこういう形でいいとは言いきれない。

今までの話からすると、人が先行して人に合わせた条例ということになるわけですね。

これは逆でないでしょうか。条例が先行してそれに基づいて人員配置がされなければならん。そしてもし先程からおっしゃる経費の節減ということから考えた場合には、この条例の中でそういうことをうたわなければいかんということです。

これから見ますと兼職は何処にもうたわれておらん。そしてある場合には運転手の代替傭人という経費が計上されている。現在、運転手の辞令出している方はおらんわけですね。だから地方課はどう言うか分かりませんが、やはり、地方課の見解と我々議会とが我々の条例を作る場合の見解とは自ら違って来るわけです。だからこういうことから見ますと、この条例は既に効力を発する前に疑問が多過ぎるのではないかと思います。簡単に置くを置くことができるということで、全てが整うということにはいかんように思うわけです。

もう既に今からこういう疑問が出ていますが、どうですかこの件は。

○ **教育長（宮城松一君）** もし、4条で不備な面がありましたら、もう少し研究して、第2条は是非通していただいて、その後は研究してから条例に合うように訂正していきたいと思うわけですが、よろしいでしょうか。

○ **9番（松島重克君）** 今のお話で、私よろしいかと思うんです。

各職務の係を置いても置かなくてもいいということになりますと、所長を置いても置かなくてもいいということになるわけですよ。ところが所長は必ず置かなければいかんわけですね。これは第7条に運営委員会の中に所長と明示されているわけです。この所長を置いても置かなくてもいいとなりますと困るわけです。だから、条例全体のつり合いがとれてないということでもありますので、これは必要な分だけ今議会に出されまして、後は時間をかけてつり合いのとれるすっきりした条例として再びお出しになるのが賢明なやり方でないかと思えます。

差し替えをお考えになってはどうかと思えますね。

○ **助役（新城繁正君）** このことにつきましては、例規審議会に諮問があったことございまして、その時にも基本的な考え方といたしましては、本村の条例等について出来るものは整備しようということで審議を進めて来たわけですが、第4条に規定されております職を置くとなっております。置くということは義務でないかと、そしたら現在の立場ということを考えてみますと置いてなく、兼任という形です。

栄養士も県費職員でありまして、そういうものとどうかみ合わすのか、条例に違反しているのではという見地から、必置になったら現在の状況から条例に抵触すると、そうであれば、先程まずいのではないかとのご指摘ありましたが、確かに条例が先になるべきだという立場は良く分かるわけですが、現在の財政的な面からいたしまして、これはここ数年見越しましても現在の状況を改善するのはなかなか難しいのではないかと、ですから所長に運転手を兼ねてもらおうと、或いは栄養士は現在みたいに位置付けてもらおうということをお願いして、栄養士につきましては県の保健体育課と教育庁の総務課にも伺いまして確かめてみたわけですが、センターがある以上は栄養士を取り上げることはないだろうと、それについては確認をしているわけです。

そういうようなこともありまして、それじゃあこの際4条も提案申し上げている形でやった方が、現在の我々の立場としてはいいのではないかとというようなことで、例規審議会でもこのような形で答申というように話し合いしたわけです。

置くということになりますれば、先程のご指摘のように対応することが出来るかどうかということが問題になって来るわけで、この辺の問題について少々問題があるのではないかと

考えるわけですが、いかがでしょうか。

○ 9番（松島重克君） いかがでしょうかとおっしゃってもらっても困るわけでした、私の方がお聞きしている方でありますので、今のお話も分からないいんでもないんですが、ここ当分は変わらないということであるならば、なおすら効力を発する前にこういう運用の面に難かしさがあると疑問が持たれている条例を作るべきでないと思うんですがね。

先程も指摘しましたように運転手職というのはないのに、55年度の予算には運転手の代替傭人出ているでしょう。こういうことは既にこういう運用の難かしさが出ているわけです。

所長と運転手が兼任ということは条例に何も表われておりませんね。だから、何処から見ましてもこれは必ず何か運用の面で難かしさが出るということは予測されるわけですね。

だからこの条例はこのままというわけにはいかんのかなあということを感じておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時15分）

再 開（午後3時59分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（宮城松一君） いろいろ指摘されまして、私達も研究不足を痛感しております。運用については責任をもって運用していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時01分）

再 開（午後4時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより、議案第17号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第17号、昭和55年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第18号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第18号、昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第21号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第21号、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより、議案第22号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第22号、大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(玉城一昌君) 賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後4時18分)

再 開 (午後4時21分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本陳情については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより陳情第2号、昭和55年度大宜味村遺族会に対する村よりの補助金交付方について陳情の採決に入ります。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後4時22分)

再 開 (午後4時36分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって、本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後4時37分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和55年3月26日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年3月26日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年3月26日 午後5時05分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	12番議員	東 武 郎 君
5番議員	平 良 実 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
6番議員	福 地 善 雄 君	14番議員	親 川 富 二 君
7番議員	山 川 正 行 君		

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 前 田 福 正 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	厚生課長	稲福幸三君
助役	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
村野林野 下野林野 上げ委員 長	山城保弘君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
総務課長	金城清君	技手補	金城秀善君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第11号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

13番退場（午前10時01分）

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時01分）

再開（午前10時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより一般質問を行ないます。
順次発言を許します。

(教育委員会の職員採用とその方法について)

- 9番（松島重克君） 大宜味中学校が新設され、新しくスタートするわけですが、この新しい学校の職員採用があらうと考えられるわけですが、これは図書館司書及び用務員、一般にはこの2人の採用が取りざたされております。

この採用方法についてお伺いいたします。

- 教育長（宮城松一君） 新設中学校の開校とともに、おっしゃれた通り図書館司書と用務員を予定しています。

図書館司書については、村が職員採用試験を行なっておりますので、その採用候補者の中から選考して1人採用したいと考えています。

用務員については、委員会で応募規程を作りまして17日から19日まで応募者の受け付けをしています。それによって23日に委員全員と校長それに課長と7名で面接試験を行なっています。

それによって1人に絞って採用しようと、今、採用決定ということでなくて大体話がその日で煮詰りましたので、その採用候補者宛に通知を出そかと考えています。

- 9番（松島重克君） 前回から教育委員会の職員の採用に当りましては、委員会独自の選考基準を作られて、そして新聞広告あたりにも委員会独自の職員採用広告を出されていたわけですが、今回は多少違っているように思われます。

ちなみに大宜味村職員採用試験広告を見ますとこの職種は一般事務職と保母ということになっています。そうしますと、この新聞広告を見た関係者は少し受け取り方が違ってくるのではないですか。図書館司書というものと一般事務職というのは自らニュアンスが違ってくると思うんです。

であるならば、はたして図書館司書が採用されるということ、そういう志向している人達に十分知らせることが出来たかどうか。

○ **教育長（宮城松一君）** 職員採用広告の中に司書ということはなかったということですが、私達もその件については前から村職員の試験に載せようと言ったわけですが、結局、村の総務課との連絡がまずくて司書というところまでは行ってなかったわけです。

そういうふうな広告まで出したらいい人材が沢山集まったのではないかと考えたわけですが、私達のまずさからそれが出来なくて残念であります。

そういうふうな方々が他にも居たかと思いますが、そういうふうなことについて非常にまずいことをしたと反省しています。

○ **9番（松島重克君）** 確におっしゃるとおりだと思います。従来は委員会の職員採用に当りましては委員会独自の新聞広告を出されましたですね。それが急に変わったということであるならば、この職員候補者試験広告を見た人達は、これは村役場の一般職あるいは保母の候補者試験だと受け取るのが当たり前なんです。まさか、この中に中学校の図書館司書も含まれているとは到底考えられないわけです。

で、先程おっしゃったように有望な方が応募出来なかったのではないかとすることは十分考えられることではないかと思えます。

今後は、このような場合には広告の掲載内容を十分ご検討いただいて、遺漏のないようにしていただかなければいかんと思えます。

用務員の採用方法ですが、17日から19日まで受け付けられて選考決定されているということですが、この採用に当って条件等があったと思えます。

どういふ方法で村内の希望者に知らせておられるかお尋ねいたします。

○ **教育長（宮城松一君）** 用務員の応募規程を委員会で作成しました。

応募資格の中に、津波校区の出身者ということになっています。それで用務員の応募規程を送ったのは、津波校区の4区長となっています。

○ **9番（松島重克君）** 条件の中に津波校区の在住者ということのようですが、ご存知のように現在の世相を反映しまして公務員に対する志向者が沢山増えています。

過日行なわれました村の候補者試験も然りであります。又、消防関係の職員推薦試験も然りであります。これから見ましても、又、現在共かせぎをしなければ食っていけないというような状況からしまして、現在村内におられるか働き可能な女性の方は、そういう点に非常に敏感になっているわけです。

そういう時点でこういう採用がなされているわけですので、そういう希望する方々は非常にこの問題に関心を持っているわけです。

ところが今の場合、津波校区の区長にしか連絡がされていないということですが、この統合中学は村全域にわたるものであるわけですね。何故、津波校区だけに限った条件をつけられたのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） その件について、委員会でも応募規程を作るために長いこと論議をしました。しかし、用務員の特殊な勤務様態からして、出来るだけ学校所在地の近い所が、用務員としては学校としていいのではないかというふうな点から限定しました。

全村からこれを応募すると、委員会だけでは対応出来ないのではないかという懸念がありました。

そういうふうな点から限定しています。

○ 9番（松島重克君） なるほど近い所は便利であると、従来からの慣例があると、それは一理あると思います。

しかし、現在の学校が設置されている場所は各部落から離れておりますね。

ご存知のように、特に昨今はこういう職業に就こうという適齢の女性はほとんど車を利用出来るぐらいの方が多いと思います。

そういたしますと、近い遠いということは別にそう大きな意味をなさないと思うんです。勤務時間が定まっているわけですから、始業から終業時間まで職務時間を十分果すことが出来れば近い遠いということは別にないんじゃないかと思えます。

しょつ中家に帰るとか部落に帰るとかということはないんじゃないでしょうか。又、村内の方々であれば学校周辺の地理ぐらいは十分心得ておるし、又、心得てなくても勤務すれば短期日にこれくらいのみ込めると思うんです。

もう1点、従来の慣例ということではありますが、従来の慣例は採用試験実施ということで打ち破られているわけです。採用試験を実施するという事は従来の慣行を打ち破って新しい方針で臨もうという表われであります。その時点で従来こうだからということを持ち出されるということは、少しおかしいと思えます。

どういように委員会で話し合われたか分かりますが、現在の太宜味村のそういう関係事項の流れと添わない横道にそれた行き方でないかと、私は思うんですがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 先程も申し上げましたように、いろいろな観点からわれわれも検討してまいりました。

しかし、これが最善だということで委員会の決定でやられていますので、今後は考えて皆さんの意に添いたいと思うわけですが、これは終わったことでありますのでわれわれもそういったことについては反省をいたし、村全体に呼びかけてやらなければならないということ強く感じています。

○ 9番（松島重克君）　　そういうようにお考えいただきたいと思うわけです。村内一円にわたって十分知らしめるということが先程の問題と同じように、より有能な方が得られると同時に統合された中学でありますから、村内一円から生徒が来るものでありますから、津波校区とかどの校区とかいう校区的な意識は、この際捨てなければいかんと思います。と同時に、最近の就職難にあたりまして、村内の希望者には均等に機会を与えなければいかんと思います。こちら辺は十分お取りくみいただきまして、再びこのてつを踏まないようお願いしたいと思うわけですが、もう1点、この用務員の希望者がかなりいたと聞いています。

知らなかった方はそれで終わったと思いますが、大体学校が新設されますと用務員の採用は必らずあると考えられた方は、この10日から19日でなくとも委員会に履歴書を出されているのではないかと思います。先程村内一円から多数ということで固まるということがありましたが、私はそういうことにかかわらず履歴書が出されているのではないかと思います。

参考までに、どのくらいの履歴書が出されていたのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君）　津波校区から学名、その他に2名はありましたが応募資格に合わないということで2人は帰えています。計6名であります。

（中学校の統合により村内4小学校に残った余分の校舎の措置について）

○ 10番（前田貞四郎君）　この件については、委員会、各小学校あるいはPTAの考え方もあると思います。

各小学校の利用については変わった考え方を持っているといますけれども、どういう利用計画を持っているかお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君）　中学校が統合されますと、今まで中学校が使っていた建物が残るわけです。県の指導では、残った校舎は小学校に使わせてよろしいという指導がございます。特別教室とかが不足している学校は学校自体でこれを利用するということになります。

○ 10番（前田貞四郎君）　現在、利用計画は各学校とも立ててないわけですか。

○ 教育長（宮城松一君）　これを早く作成して利用計画を出しなさいと各学校長に連絡してありますが、これについて出ているのは1校だけ出ています。

4月1日からは中学生は大宜味中学校に行きますので、その後作成するつもりでいるのかどうか。口頭ではいろいろ聞いています。そうしたら大方の校長は小学校が不足する分はそのまま中学校の教室を使いたい、しかし、喜如嘉小学校みたいに教室が余分にあるところは出来るだけ早目に撤去して下さいと、管理が難かしいから撤去してくれという学校からの要望もあります。

○ 10番（前田貞四郎君）　この利用については、各学校に任せているわけですか。

○ 教育長（宮城松一君）　そういうふうにはしています。

〈新設中学校の体育館の建設について〉

○ 3番（山城宗喜君） 新設大宜味中学校が4月1日に開校されますが、体育館が建設されておきませんので、体育教育にはなはだ支障をきたすのではないかと思います。

体育館建設の見通しについてお伺いいたします。

○ 教育長（宮城松一君） そのことにつきまして、前の議会で体育館は55年度の予算で持ちたいと申し上げたわけです。

私達委員会としても学校の基本施設であります体育館は、校舎が出来次第やるという計画でやってきました。

そして本年度の予算にのせて体育館は是非造ってくれということを村当局に申し上げたわけですが、われわれが要求する予算がなくて、村当局との予算調整の段階で体育館を断念しなければならぬ状態に追い込まれました。

そして、そういうふうなことがあると体育授業に大きな支障を来すということは、はっきりしています。

そういうふうな関係で是非何とかしてくれと申し上げたわけですが、予算の対応が出来なくて、体育館の建設が出来なくて非常に残念であります。

予定は、来年には村と折衝しまして是非来年の予算にのせたいと、こう予定をしています。

○ 3番（山城宗喜君） 只今、教育長の答弁によりますと、来年に持ち越ということですが、申すまでもなく、体育館は体育教育を行なう場所であり、又、球格技の練習場所でもあり、生徒児童の心身を鍛練する場所でもあります。

ひいては高校進学への基礎づくりをする場所でもあると思います。

それで体育館の建設は急務中の急務でないかと思うわけであります。このような意味を踏えまして、早期実現のために強力に施設をすべきと思いますがいかがですか。

○ 教育長（宮城松一君） 只今のお言葉のとおりでございます。

これはいろいろ村長とも折衝して来年の見通しはどうかということまで申し上げたわけですが、本年度よりかは来年度はいいだろうと、だから、今年は出来ないんだが来年は造る予定だということをおっしゃっています。

○ 3番（山城宗喜君） そこで考えるわけですが、体育館の建設までの間の体育教育の空間を補うために小学校の体育館を適宜使用出来る方法を講ずる必要があるのではないかと痛感するわけですが、この点いかがですか。

○ 教育長（宮城松一君） その件につきまして、各小学校の校長とも話を申し上げています。

小学校の児童に支障のない限り体育館を使用させていただきたいということをおっしゃって

います。

〈スクールバスの委託について〉

○ 7番（山川正行君） スクールバスが委託で運行されるということですが、委託契約書が出来ていますかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 通学バスについて各町村問い合わせわけですが、玉城村、南風平村、本部町が今度からやるということで電話で問い合わせたわけですが、まだ出来てないということで、私なりに草案は昨日作ったわけです。一応委員会に諮って村長の決裁を受けなければいけないということで、まだ案でありましてどうなるかはっきりしておりません。

○ 7番（山川正行君） 草案は出来ているようですが、委託契約を結ぶ場合に契約書が出来て応募者を募ることが通常のやり方だと思われのですが、先ず、契約書が出来なくても草案に盛り込まれた大まかなところをお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 草案であります。大宜味中学校通学バス運転業務委託契約書案、大宜味村立大宜味中学校生徒の通学バス運行について、大宜味村長以下甲というのと々々以下乙というのは次の条項のとおり契約を締結し、各々信義に基づいて遵守すると、第1条本契約によって行なう通学バスの運行は1日3回を原則とする但し、学校の要請のある場合はその限りでない。

バス運行経路は当分の間、次の路線を運行する。登校時午前7時30分田嘉里発、謝名城、喜如嘉、ヌー波、大兼久、大宜味、根路銘、安根、学校、下校時2回、1回目は午後4時学校発、大保、大東パイン前、田港、屋古、塩屋、安根、根路銘、大宜味大兼久、ヌー波、喜如嘉、謝名城、田嘉里、2回目学校発夏時間と冬時間に分けた方がいいだろうということで、これは部活動あたりのものであります。路線は下校時の1回目と同じ、運行回数並びに路線変更の場合は甲乙協議の上決定すると、バス運行期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、但し、夏休み、冬休み、春休み中は学校から運行の要請がない限り運行しない。甲は乙に対し年間いくらの委託料を支払う。委託料は年4回に分けて支払う4条甲は通学バス車両に責任保険のほかに、次の任意保険をかけるものとする。対人保険、対物保険、同乗者保険、第5条乙は病気その他の事情で運行業務が出来ない場合は、責任をもって代替運転手を雇い運行に支障のないようにしなければならない。その場合も免許所持者でなければならない。第6条、乙はこのバスを通学並びに中学校の要請以外には使用してはならない。但し、村役場や小学校、幼稚園の公用に供することは出来る。その場合、運転手には報償費を支払うこともありうる。第7条乙は発進前、使用後の整備点検並びに車内外の保清の義務を負う。第8条乙はバス運行日誌を整理の上保存し、甲の要求がある場合は提出するものとする。第9条乙は運転業務の遂行にあたっては適正且つ綿密に行ない、生徒の安全に最善を尽さなけ

ればならない。

第10条甲は乙が本契約に違反したと認めるときは、委託料の全部又は一部について支払いを停止し返還を命じ又は契約を解除することが出来る。第11条乙は委託業務を変更または中止しようとする時は、甲の承認を得なければならない。第12条本契約をもって甲乙異議がなければ、バス運転業務の効力を有する。第13条本契約に定めるもののほか、必要な事項については甲乙協議の上、これを定めるこの契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

このような案がありますが、急いで作ったものでありますので、一応検討しなければならないと思っています。

○ 7番（山川正行君） ここで問題点として上げなければならないのは、代替運転手の場合、応募資格の中には路線バス運転3年以上50歳以下という条件がついていましたね。ああいったものを代替運転手としてするのか。

○ 教育長（宮城松一君） 受託した本人が、そういった人がおれば結構だと思いますが、応募者の方々は健康そうで病気などあまりしたことがないということでしたが、しかし、万が一のことがありますので、これをやっています。

だから、この3年以上の経験者ということは、これは出来るかどうかということは契約時点で聞いてみたいと思います。

○ 7番（山川正行君） こういった安全面について、代替運転手は受託者が選任して出すということになっていたようですがこれは関係者あたりからも要請があったと思うんです。同一人であっても職員であった場合と委託した場合との安全面の差が出てくると、そういうことで職員に採用してほしいという要望があったと思うんです。そういうことは子供達の生命を受託する運転手でありますので、関係者の方からもそういう要請もあったと思います。

確かに年中健康であるという保障は出来ないわけですね。だから何時か何等かの形で代替運転手が出るという想定の上に立たなければいけないと思います。その場合の安全性の責任、委託者が出すという運転手はたして安全面で保障出来るのかどうか。

そういうふうなところは委員会としても責任があると思うんです。

たとえば、この委託者はだれにするのか、そういった面は明確にしなければいかんわけです。

それでもう1点、先程もおっしゃいましたが、いろんな形で差し支えないように運行するという構想になっていますが、委託者が120千円ですのかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 応募した方にはっきり言いました。

沢山委託料があると考えたら困ると、選考の時点ではっきり言ってあります。

それで十分ですと言っております。

○ 7番（山川正行君） もう1度確認しますが、学校送って帰り、いわゆる終校時に送り、クラブ活動を終って送るといふことも含めて、そういった条件を提示したわけですか。

○ 教育長（宮城松一君） とにかく、朝1回夕方2回ですよと、そして大保回りをしていると、登校は団体登校してくるので大保あたりの子供はいいと思ひまして、帰る場合は部活動する生徒、学校の仕事で遅くまで残る生徒がいるので大保回りをするんだといふことは応募者に言っております。

○ 7番（山川正行君） こういった形では長続きしないような気がするわけです。

そういう意味で将来は職員として採用していろんな面に活用しなければならぬと思ひますが、その点についてどうですか。

又、職員として採用した場合、この委託者を優先するのか。それとも白紙に戻して更に応募するのか。

○ 教育長（宮城松一君） 私達も責任上村職員にやってもらいたいといふことは村に申し上げておりますが、出来るだけ委託にしなさいといふ村からの要望がございました。

それで止むを得ずそういうふうな方法を採用していますが、将来についてはこれから考えていかなければいけないと、この1か年ぐらいテストケースとしてやってみて、その間に考えていきたいと考えています。

委託者を優先するかどうかは今のところ考えておりません。これから研究していきたいと思ひます。

（幼稚園問題について）

○ 7番（山川正行君） この問題については度々この場でお聞きしているわけですが、最近、通常保育所がもうひとつ出来るといふことで、大兼久在のへき地保育所が無くなるといふことで地域から幼稚園の設置が特に望まれて関係当局に要請があったと思ひます。

父兄としては塩屋か喜如嘉の保育所に送迎しなければならぬと、前にもお尋ねした時に、中学統合後には全村を対象に中央幼稚園を設置していくといふ答弁もあったわけですが、その点について現在どうお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） この件につきまして大宜味のPTAの方々もおいでいただきまして、是非幼稚園をつくってくれといふことがありましたので、村長のところへ行かれてその帰りに来ていたわけですが、村長の意向としては委員会が決定してつくるんだつたらつくってもいいですよといふようなご意向であります。

しかし、私達としましては小中学校の整理もはっきりしないのに、幼稚園を今つくったのではとても対応出来ないと、先ず小中学校の基本施設が出来てその後でなければ難しいと

いうことば申し上げたわけです。

その中で校長先生方も一緒にしたので校長先生方にも申し上げました。

幼稚園をつくるというと義務教育費にしわ寄せがくると言ったら、それだったら出来ないという言い方でした。そして村長にお願いした時も、その予算以外に上積みしてくれとお願いしたらとても出来ないという報告がありました。

そこで私達委員会としては年度の計画はしています。例えば、55年度は体育館を是非造る、その後56年度では老朽校舎の増改築、それが終わった時点で幼稚園という計画なんです。

ですが、55年度に予定しておりました体育館の建設も出来ない、結局1年ずつずらしていかなければいけないという状態に追い込まれている状態です。だから体育館の建設あるいは老朽校舎の増改築が幼稚園より優先するんだということをはっきり申し上げたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 今の話は中央幼稚園のことですか。それとも各学校に配置する幼稚園のことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 前から申し上げておりますように、幼稚園の在籍がどんどん減っていくということで村内全部集めても32、3名、今年小学校に上がるのが34名なんです。喜如嘉校あたりは6名から7名なんです。そのような状態の幼稚園をあっちにもこっちにもつくったのでは、とても今の教育予算では対応出来ないわけです。

だから前にも言ったように、在籍が減っていく中で委員会としてはひとつにまとめていきたいというのが、中央幼稚園をつくっていききたいというのが、委員会で話し合いを持ったことであります。

その場合には通園バスも考えなければならんだろうというふうなことまで話し合いを持っています。

〈中学校の体育館建築について〉

○ 7番（山川正行君） 今の校舎の中庭に体育館が出来るわけですが、今の状況で体育館が建設されると中庭の利用価値が減少するということと、校舎に平行した体育館でなくて中庭に入り込んだ形で体育館が建設されるということで、側の小さな川を変更して校舎に平行した建築をすべきということが言われておりますが、その点どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 前に1,300平方メートルの体育館を造ったらどうなるかということいろいろ検討したわけですがそういうような大きな体育館を造ると少しはみ出てしまいます。

それから基準よりちょっと大きな1,000平方メートルのものを造ると丁度なんとかなるんじゃないかと、そこで村長にも来年の体育館建設はどのぐらいにするかと申し上げましたら、

はっきり返答が来なかったわけですが、1,000平方メートル以下では困りますよということ
は申し上げています。

はっきり測量しなければ分からないんですが、規模によって河川変更も考えなければなら
ないと思っています。

○ 7番（山川正行君） この件は将来に悔を残さないような立派な建設をしてほしいと
思っています。

先程もございましたが、体育館がないということで体育授業に大分差し支えたと、56年度
予算でもどうかという疑問さえ持つぐらいの先の答弁でございましたが、そういう中で胸を
ふくらまして入校する子供達が大変気の毒であるわけですが、小学校の体育館を使うとい
うことになりましても差し支えが来ると思います。

そこで雨が晴れるとすぐに使える運動場の整地をしてほしいということなんですが、予算
でも砂が200台ということなんですが、砂を入れるだけでなく、体育館代わりに雨が晴れる
とすぐ使えるような形にしてほしいと思うわけですがいかがでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 体育館もないんだから何とか運動場の整備ぐらいはと思って、
排水溝をあけてやってもらう予算まで計上していたわけですが、それが排水までは取れなくて、
砂入れと耕うん機でかきまぜてローラーを入れると、こういうものしか出来なかったわけ
です。

そういうふうな窮場の策しか出来ないのは残念であります、予算がそのようなものであ
りますので次の年には排水も出来るようなものにしていきたいと思っています。

○ 7番（山川正行君） 予算がないから出来ないと、子供達は運動場を使わないで卒業し
ていくんですよ。

統合して新しい中学校に来る子供達に大変気の毒だと思います。今度入学する子供達は全
員利用しないで卒業していくということになりかねないわけですね。

来年度予算ということだけでなく、年度途中からでも何等かの形で整備してほしいと思
うわけですがどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） おっしゃるとおり、溝だけでなくその他の予算も大分削ってあ
りますので、年度途中で補正の見通しがあるかということをお村当局に聞いたことがござい
ますが、そうしたら本年度はとでも補正はだめだろうということでしたが、一応その途中で
当たって見なければいけないと考えています。

それで補正が出来ましたら、運動場の整備だけでもしっかりやるように努力していき
たいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時16分）

再 開（午前11時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

（村有林野無断耕作に対する建議の意図と調査内容について）

○ 9番（松島重克君） 多忙のところご苦労さまです。

調整委員会から出ました建議が発端になりまして議会においても現地調査をしたりしたものです。

それで直接建議をなされました委員会のお話をお伺いしようということで質問を予定していますのでよろしく願いいたします。

先ず、この建議が出ましていろいろな考えが出来るわけですが、この建議が意図するところをお聞かせ願いたいと思うわけです。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） 5名の調整委員は昭和54年3月8日付けで村長より委嘱を受け、11月21日付けで村長より地域設定の諮問がありました。

委員会は12月10日から17日まで3回委員会を持ちました。第1日目は現地調査、2日目は隣村回り、3日目はまとめということにいたしました。

現地は23林班と24林班、なお、隣村の件は地価の評価、払い下げ要件等を調査いたしましたわけでありまして。そういったことで第1日目の現地調査をいたしましたのは23林班と24林班、24林班におきましては元々大東パインの関係がありましてほとんどパインが植え付けられている現状であります。最近ではある程度拡張した点があるかと思えます。

そういった関係で24林班は、われわれといたしましては耕作に最適だというふうに見ているわけです。

次に23林班を調査いたしましたら、元々から耕作した形跡があり、ブロック建ての小屋と申しますか、そういった施設までもやっている現状であります。そういった現状を見た場合に、地域設定の問題に触れるわけですが、設定しない内にこういった耕作をしているということは、結局、無断開墾ではなかろうかと思ったわけです。

そちらも農耕地に最適地であり、1日でも早く農耕地として利用してもらいたいというのが調整委員の希望でありました。

結論を申し上げますと、払い下げに当りましては無断開墾している人を優先した場合にどうなるか。

結局、無断開墾しておりますとなると、これを優先した場合にだれでも無断開墾した方が良くはないかということになりますと、後は村有地の払い下げは収拾がつかないんじゃないかと、こういうふう思ったわけです。でありますので払い下げに当りましては、是非とも

そういったことも考慮に入れて払いさげてもらいたいということでもあります。

なお、これに対して最近農業委員会に、全村から払い下げられた土地を高齢化して耕作出来ないから売ってくれというのが2、3件出て来ている現状であります。

現在、払い下げに当っては若い方でないと、将来農業に取り組むような方でなければいけないと、現在叫ばれているのは後継者の問題でありまして、これが10年でも20年でも農業が出来ないということになりますと、払い下げた意味はなさないんじゃないかと思うわけです。

そういった関係から払い下げる方には農業に意欲のある方、あるいは後継者の問題も考慮して払い下げてもらいたいというのがわれわれの希望であります。

それから建議の終りの方に、今後の払い下げの問題であります、隣村も回ってまいりました。その時に、国頭の畜産団地の場合は開発公社が村有地あるいは個人有地を買い上げ、そして開発公社がこれを整備するという事になって、出来上がった時には開発公社が引き取る。開発公社は農協に委託して農協で精算支払いしているという現状であります。

でありますので、今までみたいに払い下げをいたすことになると、村としても相当手こずるのではないかとということでもあります。

なおまた、現在の払い下げ状況を見ますと、ほとんどが財産獲得の格好になっていまして、是非ともほ場を整備して意欲のある方を推めていけばより効果的でなかろうかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 詳しくご説明いただいたわけですが、今回の無断耕作に対します建議は委員会が非常に勇断を持ってなされたというように受け取る向きも多いようです。

只、先程意図についてお伺いした点で、そういうご説明の意図で村長に対して建議なされたところ、ところがたまたまこの建議の写が議会にも回ったわけです。そこで、村長に対する建議が議会に提出されたというのは、やはり、それなりの意図があるのではなかろうかと思ひまして、議会にこの建議の写が出されたということに対して委員会は何か意とすることがありでないかと思ひますので、その点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） 別にそういった意図もございませんが、おそらく事務局の方でそういうふうにしたのではないかと思うわけです。われわれとしてはあくまでも村長の諮問でありますので、事務局の方がそういうふうにしたのではなかろうかと思ひます。

○ 9番（松島重克君） 議会に出されたというのは意図がないようであります。他の資料と一緒にくっついて出て来たということのようであります。

現在私が質問申し上げていることはですね、従来も村有地払い下げにつきましては問題等があったわけであります。それで将来に向けてやはりそういう問題が起らないように、反省

すべきところは反省いたしまして公正な立場の払い下げが、払い下げ目的が立派に達成出来るような払い下げが出来るようにという観点に立ちまして伺いたいしております。

委員長には農業委員会の会長をなされている時点での議会で答弁なされていますので、答弁慣れているとは思いますが、ざくばらんに気安くお話いただけたらと思っています。

実はご存知か分かりませんが、この建議の写を拝見いたしまして12月の定例議会に村当局の見解は正してございます。これは多分議会だよりご覧になってご存知かと思いますが、村当局の見解を伺っておりますので、建議なされた委員会のお考えも合わせてお聞きしようと思っているわけですが、12月の一般質問をしまして後、今回の定例会が始まりまして、問題の地点を村内調査の時点で回ったわけです。そして現地におきまして担当職員から簡単な説明を受けたわけです。

ところがその時点でたまたま該当者がおられまして、どうも建議が考えられている意とすると違った意見が出されたわけです。

なるほど条例には抵触しているが無断ではないというような意味、あるいは責任の一端は他にもあるというような意見をお出しになったわけです。

そこで村当局に対する質問もやっておりますので一応現地を見ようという程度の考えが少し変わりました、そういう意見が出たからにはもう少し解明すべきではなかろうかと、又、直接建議をなされた委員会の話も聞くべきだろうと思ってやっているわけですが、建議をなされて無断耕作というものに対する建議をなされた時点で必ず裏付け調査がなされているものと思います。

どういう点の調査がなされたかお聞かせ願いたいと思います。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） われわれもある程度無断開墾ということには耳にも入っていたわけでありませう。

しかし、前々からのことであってわれわれもほとんどその事情は知らない、尚、24林班におきましては大東パインからの委託耕地で継続的にやっていると、23林班につきましてはいろんな問題があったようではありますが、詳しいことは探してもおりませうし、そのいきさつというのは分からないわけです。しかし、地域設定外にこのような開拓をしているということは、本当にわれわれ委員としても遺憾に耐えないものでありまして、それには相当研究の余地があるのではなかろうかと思うわけでありませう。それにつきましてわれわれとしてどうと考えておりませう。

今までの状況を調査し、皆さんにご報告しただけにすぎませう。

先程も申し上げましたとおり、こういうことがありますと今後の開発には相手手こずるのではないかというわけでありませうので、最後に開発公社に委ねて耕地造成して耕作してもら

うのが理想でなかろうかと思うわけであります。

○ 9番(松島重克君) なるほど現在の調整委員会は委員に就任されて日が浅いわけですし、過去の状況についてはご存知ないだろうと思います。

無断耕作と断定されている中には11、2か年前からのものもあるようであります。そういうふうなことで先程の話もごもっともだと思っています。

ただ、断定された時点で何故無断耕作になるのかという程度の調査はなされたのではないかなと思っています。と申し上げますのは、村有地をブルを入れまして耕作するという場合はふたつ考えられるわけです。

ひとつは村有地を払い下げられた場合、これはもち論正当な手続きをなされて調整委員会も検討いたしまして、境界あるいは評価、そういう手続きを経まして払い下げた場合には当然権利が移行しますので払い受け人が自由に使ってもいいわけです。

もうひとつの方法といたしましては、復帰前におきましては地域外であっても村当局と委託契約を結んだ場合には、耕作が出来たわけです。

そういたしますと、ここで無断耕作と断定いたしますからには払い下げているかどうか、そして貸地契約が結ばれているかどうかという程度はお調べになったのではないかなと思うわけですが、この点はどうか。

○ 林有林野私下調整委員長(山城保弘君) 是非これを調べる権利もあり、又、皆さんにご解答するにはどうしても調べなければいけないんですが、われわれの日日も予定しておりますので、この点まで手を伸ばしておりませんので、回答に困っているわけですので、その点あしからずご了承をお願いいたしますと思います。

○ 9番(松島重克君) 担当職員にはそういうことはお聞きになりませんでしたか。無断耕作ということについて建議をなされる時点で、委員会の書記は担当職員がしているわけがありますので、ある程度担当職員にお聞きになったのではないかなと思うんです。

その時点で担当職員はそれなりの意見を述べたのではないかなと思います。これは払い下げがされておらない、過去に貸地契約もされておらないと、あるいはされているというような意見は述べたのではないかなと思いますが、その点はどうか。

○ 林有林野私下調整委員長(山城保弘君) それは正式な会合の中ではありませんでした。しかし、前々からの事情もあるということは耳にはしていましたが、又、われわれといたしましてもこれを追求して調べるということはしておりません。

一応、話だけは耳にしているわけであります。

○ 9番(松島重克君) 先程、話をされて現地調査をされたという話でしたが、そうしますとその時点で、多分、職員なりあるいは担当課長から何等かの説明がおありでなかったか

と思うんですがね。そういう現場を踏まえてお話を聞かれた上で、これは無断耕作であるという断を下されたと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○ **林有林野私下調整委員長（山城保弘君）** その時に関係職員が説明申し上げ、その時に初めてわれわれは無断開墾地だということ知ったわけです。このいきさつについては別に詳しく追求もしておりません。又、聞いてもおりません。

実際その点まで調査すべきでありましたが、そういった点までは話し合いもされていませんし、又、無断開墾であるということが分かりましたので、無断開墾の件を出したわけです。

○ **9番（松島重克君）** この無断開墾に関する建議をなされた時点で、担当課長と村長が同席されて建議を受けられたということでもありますね。そうしますとその時点でこれについての話し合いは多少あったんじゃないかと、そうしますと担当課長は経済課長のいすに就かれてからかなりの年数が経ちますので、十分この点の問題は理解されていると思います。村長と担当課長が同席で建議を受けられた時点で、何かお話ございましたか。

○ **林有林野私下調整委員長（山城保弘君）** 建議を提出する時は係職員もお見えになって提出したわけですが、前々からの例も1、2、3されてきました。

しかし、それに対してわれわれも詳しくどうこう言うわけにいきませんし、聞いて流すと申しますかその程度で終わったわけでもありますので、又、無断開墾している本人も是非呼び出しをいたしてお話を聞こうということでありましたので、われわれとしては呼び出しをやるとかはいたしませんでした。

○ **9番（松島重克君）** そういたしますと、今までの話を総合して感じることは、無断開墾という断を委員会が下されたということは、そういう話を聞いて調査してみようということで現地へ行かれて担当職員の話が聞かれてそして建議の時点では十分事情を知っている担当課長、村長を前にしてなされたと、その建議がスムーズに受理されたということで無断開墾であるという断定には自信をお持ちであったということに受け取るわけですが、そういうことであるわけですか。

○ **林有林野私下調整委員長（山城保弘君）** われわれ委員としましてはある程度の事情を聞きまして、当然、無断開墾だと建議いたしました。

○ **9番（松島重克君）** この異議を多少出されている方はこうおっしゃっているわけです。条例には抵触しているとおっしゃっております。

条例に抵触しているということは払い下げもしておられない。過去にさかのぼって貸地契約もしておらなかったということになるろうかと思えます。

そうしますと、条例に抵触しているということが即、無断開墾という解釈も成り立つ、だから委員会としては多分そういう考えで無断開墾と断定されたのではなからうかと思えます

し、又、係職員は当然書類上の調査もしていると思います。昨日も他の件で質疑いたしました時点で、担当職員は出納室まで行って当時の契約台帳を調べていると、そして契約台帳があればこの人が契約しているかどうか分かりますし、又、この本人にも会われたところ領収証を持っておらんというようなお話であったので、担当課長は議会におきまして、この建議にかかわる無断開墾者は4名であるという断定をいたしております。

だから調整委員会もそういうお話を総合された上で、無断開墾であるという断定をお下しになったのではないかなと思うわけですが、そういうように受け取ってよろしいでしょうか。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） そのとおりであります。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、根拠は、無断開墾という断定の根拠は、やはり村有林野払い下げ条例に添っておらないということが無断耕作の断定の根拠であるということになるわけではありますが、昨日ですか一昨日か分かりませんが、関係者をお呼びになって意見の交換をなされたとかいうお話を伺っているわけですが、そういうような意見の交換がおありでしたか。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） 私には打ち合わせということは分かっておりません。

○ 9番（松島重克君） 現在の調整委員会は過去のことが分からないということでもありますので、過去のいきさつについてお聞きしても出来ないことではありますが、どうもこの異議を申し立てている方は、過去のいきさつがあるというお話ではありますが、この過去のいきさつというものはやはり、当時の職員あるいは課長の方々が知っておられる。

その担当課長が今回調整委員会の委員長が議会で答弁をしなければならんということをご存知でありますので、何かアドバイスなり、参考になる意見の交換とかはございませんでしたか。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） 別にそういったことはありません。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、該当者からそういう意見が出てはおりますものの、書類上、あるいは担当職員の話等からして、あるいは現場調査をした結果を踏まえて、林野条例第41条の適用、無断耕作であるという断定には現在自信をお持ちであると受け取ってよろしいですか。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） われわれの調査範囲ではそういうふうに見ているわけです。41条にもありますとおり、耕作地は元に復元して、罰金が3,958円という罰則もあるわけですので、是非そういった罰則を適用して厳重に取り締ってもらいたいということを要望いたすものです。

○ 9番（松島重克君） 最後にお伺いすることではありますが、これからの払い下げ業務に

携わってご苦勞なされるわけですが、再びこういう事態が生じないためには、一応確信を持って断定はされておられるわけですが、そういう当事者から意見が出るということは、過去において当局にもまずさがあったのではないかということは感じられると思うんです。

そういう点から考えますと、今後の村有林野払い下げ業務におきましては、十分に担当係あるいは担当課長、過去にさかのぼって払い下げ始まった時点から、事情をよく飲み込んでいる担当課長からご意見をお聞きになって、従来起っているような問題がないように対処すべきではなかろうかと思うわけですが、最後にこれからの調整委員会の考えなりをお聞かせ願いたいと思います。

○ 林有林野払下調整委員長（山城保弘君） 只今おっしゃるとおり、今までの払い下げについては生ぬるい点があったかと見ています。

折角条例によりまして41条の罰則規定もございますので、今後厳重に取り締りをいたし、無断開墾がないように当局にもお願いしたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時57分）

再 開（午後1時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

午前に引き続き一般質問を行ないます。

順次発言を許します。

〈保養センター建設の見通しについて〉

○ 9番（松島重克君） これにつきましては数年来同じような質疑応答がなされているわけですが、現在の見通しについてお伺いしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在、見通しないような状態であるわけです。

○ 9番（松島重克君） 保養センター用地として売却してから8か年になるわけですが、現在の見通しがないということはどうもふにおちないわけです。見通しがないということは難かしいということに通ずることであるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県の方におきましてもはっきりしたことの回答ないわけですし、確かに難かしいというふうな現在の状態であるわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、第2次的に考えておられました長寿村の方の見通しはどうなっていますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 復帰前に福祉施設を造るということで買い上げもしているわけですので、保養センターが難かしければ、他の福祉施設を優先的に施設してもらいたいとい

うふうな要請をいたしているわけです。

○ 9番（松島重克君） 長寿村の見通しについてお伺いしているんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 保養センターが早急に出来ないならば、国立長寿村をその場所に設置してもらいたいと県に要望いたしているわけです。

長寿村につきましても、前にそういうような特別なものはないということをお県は言っていたわけですが、最近になりまして、長寿村の構想が政府にあるようでございまして、それにつきまして、長寿村の構想が県においても最近出来たようでございます。

それも現在のところどうやるというふうなことははっきりしてないわけでもございまして、今後、これの誘致につきましては、これから新年度に入りまして、議会の皆さんも一緒になりましてその誘致運動をお願いしたいと思っているわけでもございます。

○ 9番（松島重克君） 長寿村の方もこれといった見通しがないようではありますが、確かに一時保養センターあるいは長寿村の方は最近であります、マスコミが報じていたわけでもあります。しかし、最近あまり聞かれなくなっているわけです。

ご存知のように県知事からの保養センターあるいは長寿村の要請に対する回答が来ているわけです。

それからしますと、どうも先程のお話のように見通しは暗いと、そういうことから考えますと、8か年も経過した時点ではほぼ終末的な処理の面も考えなくてはならんんじゃないかなと思うわけです。

まだこれからも当初の考えのようにやっていかれる方針でありますかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきましては、現在要請しているもののある程度目処がつくまでは要請を続けていかなければいかんと思っています。

○ 9番（松島重克君） まったく前回と同じような質疑応答がなされているわけですが、かつて村長はこうおっしゃっておられたわけです。

努力は一応やってみたいと、しかし、見通しがつかなくなった時点においては、村長就任中にケリをつけたいと、ケリをつけたいということは、出来なければ現在の国有地を従来の村有地に戻すということをおっしゃっていたように受け取ったわけですがこの目処を立てて就任中に村有地に戻すということは、やはりそれなりの時間が必要かと思えます。

そういたしますと、そういう状況を踏まえて断を下すべき時機をお考えにならなければならんんじゃないかと思うわけですが、この辺はいかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） そういうふうなことも一応は考えたわけですが、最近になりまして長寿村の件が出ましたので、折角要請いたしておりますし、絶対ここではだめだというふうな見通しがつきましたら、戻してくれという要請をしなければいかんと思えます。

○ 9番（松島重克君） 何故、そういう目処を立てて村有地に戻すかということを申し上げているかと言いますと、場合によっては地元が好まない国の施設が来る可能性もあるということで、そういう見通しがもう立たなくなった時点では、やはり村有地に戻さなければいけない戻したあかつきには有効な利用を考えたらどうかということで申し上げているわけですが、かつてお話されておりました就任中に最終的な終末処理までつけるというお考えは変わっておりませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように、折角要請いたしておりますのである程度目鼻つけなければ中途半ばになるわけです。又、おっしゃるような、国が村のためによろしくないような施設は出来ないんじゃないかと、又、そのような施設を造るというならば村民あげて反対しなければいけないんじゃないかと思うわけです。

それで正式な話ではないんですが、村がもしも福祉施設的な事業をやるならばこれを使ってもいいのではないかというような内々の話もあるわけですしこれを悪い方向に使うということは考えられません。

それで、要請したものの目処づけは一応してやった方が村のためにも良くなるのではないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 先程のお話の中で地元民が好まないものは持って来させてはいかんと、これはごもっともなことでありますが、しかし、現実の事例としてはあるんですね。知念村で刑務所が出来たと、あれは国が用地を先行取得いたしまして地元の反対を押し切ってやっているわけです。

それで村長が目処がつくまでがんばってやると、それもいいでしょう。只、申し上げたいことは、従来おっしゃっておられた就任中に最終処理までやるというお考えに変わりはないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程から申し上げておりますように、現在要請いたしております長寿村がどうしてもだめだと、その間にはっきりした見通しがつけば、その土地を村に返えしてもらおうというふうな要請活動をしていきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） だからそういう要請活動をされるということは、就任中に終末処理までつけるという従来までのお考と変わらないかどうかをお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 私の在任中にこれが出来るかどうかということは時機的な問題もありますし、先程申し上げました見通しがせっぱづまった時であるならば、是非しますということは出来ないんじゃないかと、又、相手のあることでありますので、これが短野間で出来るとは思っておりませんので、確約は出来ないわけです。

○ 9番（松島重克君） だから先程から申し上げておりますように、一応目処づけをして

出来ないとなった場合には村有地に戻さなければいかんと、そうすれば戻す間の時間が必要だと、であるならば目処づけを近い将来しなければいかんのではないですか。ぎりぎりまで持って行って出来ない、そうすると村有地に戻す時間がないでしょう。

従来はそれについてある程度の目処づけをして、就任中にケリをつけたいとおっしゃっておられたものですから、その考えに変わりはないかどうかということをお尋ねしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 就任中に目処づけするという事は、前の事情と違っているわけですから。現在要請いたしているわけですので、その目処づけの時期の問題でございます。

どちらが村民の為になるかということをお考えなければいかんと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 質問の冒頭で申し上げましたように、この問題が提起されてから8か年経っているんですよ。

8か年の間にかなり努力はされたと思います。しかし、全然前進もしておりませんし、今の時点でもなお暗い見通しだということであるならば、もうそろそろ目処をつけてもいいのではないかと、でなければ村有地に戻すという、最終処理までするという従来までのお話と多少違ってくると思うんですがね。

最終処理までやろうという従来までのお考えであるならば、目処づけを少し手前えでやると、又、やらなければ終末処理まで出来ないでしょう。そう申し上げているんですよ。従来そうおっしゃっておられたものだからね。

だから目処づけは多少早目にされると、もう8か年経っているんですからほぼ見通しを立てなければいかんですよこれは。

村民の為に努力するという事も結構であります。

しかし、一村を預かる村長として8か年の経過を踏まえて、この事業はもうこの辺が目処だというぐらいはおつけにならないと、努力するという事は結構であります但最终処理が出来ないということでは困ると思います。こう思って従来の考えと変わりはないかということ、しっごくお尋ねしているわけなんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 保養センターの件につきましては確かに復帰後8年になっているわけですから。

しかしながら、長寿村につきましては最近出たことでございまして、そういうふうな情勢が変わっておりますので、長寿村の目処づけをしなければ次の対策を出すという自体が村民の為にならんんじゃないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 長寿村の件につきましても、センターの件につきましても、いずれにしても村民の為にやるという考えは結構であります、これだけの歳月が流れてい

るわけですから、もう見極めがついてもいいんじゃないんですか。諸般の情勢から推察して見極めをつけてもらわなければ困るんですよ。それぐらいの見極めをつけられる見識は立派にお持ちだと思うんですがね。そして終末処理の期間も見られて断を下さなければいかんと思いますよ。

最後まで努力されて、それも結構ですがね。終末処理が出来ないということになると困ると思います。

従来のお考えを変えられたということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 前からの考えとしましても、そういうふうな施設がはっきり出来ないというふうな見通しがつきました時に、土地を戻すという要請をするということをし上げていたわけでして、確かに、保養センターにつきましては、現在のところ難かしいという状態になっているわけです。

長寿村につきましてはその後出ている問題でございますので、今すぐだめだということで断念するということは村民の為にもよろしくないんじゃないかと思えます。

○ 9番（松島重克君） 私が申し上げていることは、センターでもいずれの問題でも結構であります、目処をつけて村長自らの手で終末までなさるかどうかと、問題はここなんです。何時までされるかは村長の考えで結構であります、しかし、終末処理は村長自らの手でおやりになる考えかということを知っているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 終末処理となるといろいろあろうかと思うんです。

そこに施設を造るのもひとつの終末処理だと思うんです。又、どうしても目処がつかなければ戻すということも終末処理だと思うんです。

私の手で買い戻すということも相手のあることでありますし、施設がはっきりだめだという目処づけが出来ますと買い戻しの要請もしなければいかん。

それには相手がありますから、私が買い戻して私の時代に全部やりますということは言えないわけです。

○ 9番（松島重克君） だから申し上げているんですよ。

ぎりぎりまでいって出来ないと断念された場合は村長自らの手で終末処理出来ない、ところが従来のお話ではその時間を見てケリをつけると、だから終末処理をする時間的な余裕を見て断を下さなければいかん、従来そのようなお考えで議会でお話があるんですがね。

○ 村長（根路銘安昌君） 終末処理をする余裕といいますと、結局、先程申し上げましたように、じゃあ私の在任中で施設の建設をするという終末処理なら建設やらなければいかん。又、それがだめなら買い戻しを整えると、そういうふうな約束は出来ません。

その目処づけにおいて、施設がだめということであるならば、何も施設しないで国の財産

を置いておくというのは問題でありますので、買い戻さなければいかんと、ですから何時そこに施設がはっきりだめだと分かるかということ、そのような時期的な問題もあるわけですし、その対策につきましておっしゃるような終末処理ということになるだろうかということも問題であるわけですが、施設が出来ないという目処がつかますと、今度は村に戻してもらうような要請をしていきたいと思えます。

○ 9番(松島重克君) どうどうめぐりしておりますのでこれ以上申し上げてもいたしかたないと思えます。

これは次年度も同じ質問をやらなければいかんと思えます。

これは8年間がんばってこられたわけですから、どういう形になろうと終末処理ぐらいはやらなければいかんと思えます。そして終末処理をやるだけの余裕をもって、断をお下しにならなければいかんと思えます。

最後にお伺いしますが、現在の時点でセンターあるいは長寿村の建設の可能性はどのぐらい考えておられますか。

○ 村長(根路銘安昌君) 保養センターにつきましては先程も申し上げたとおりでございます。

国立長寿村につきましては、これから誘致に対しまして働きかけていくと、今までも働きかけて来たわけですが、更に、県としても方向性ははっきり示しておりませんので、そういうふうなものを見ながら検討しなければいかんわけですし、その可能性がどのくらいあるかということになりますと申し上げることは出来ません。

(構造改善緊急対策事業について)

○ 10番(前田貞四郎君) 省エネルギー農業が叫ばれまして、沖縄の花き、そ菜園芸が全国的に注目されて生産量が年々伸びていることはご承知のことと思えます。

県農林水産部の資料から見ますと、100アール当りの生産額が、そ菜で392万円、さとうきびで94万円、パインで81万円、花きの方が700万円になっているわけです。これはきびの7,4倍、パインの8,6倍、非常に収益性の高い数字を示しています。

そこで本村のような耕地面積のきょうあいな所では収益性の高い花き園芸を積極的に推進すべきだと思います。

最近、農業をしている若者の間にも園芸熱が非常に高まりまして、又、本土の先進地を視察して来てからは、ものすごい意欲があります。

ところが肝心な基本となるべき土地がない、毎晩集まって彼等の悩んでいるのを見ると気の毒になるわけですが、私は花き園芸は非常に収益性が高いから、現在あるさとうきびやパインをつぶして花き園芸を推進なささいということではなくして、構造改革事業の中に、構造

改善緊急対策事業として園芸団地を造成させて、そこに若者達を入植定着させるという方法は考えられないものかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在やっております農業構造改善事業は昭和56年までの計画は出来ているわけです。

現在やっている構造改善事業は56年で一応終るわけですが、その中にはそのような事業は入ってないわけです。

構造改善事業でやるということになりますと、更に次に来る構造改善事業、そのようなものに対しましては確かに花きとかそ菜とかの事業を大いに導入していくべきでないかと思っているわけで、現在の構造改善事業では56年の終るものまで全部計画されているわけでございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 今計画されているものは絶対変更出来ないんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 構造改善事業そのもの始まる前に全体計画をやるわけですので、変更は出来ないようでございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 変更出来なければ、村の公有地あたりを土地開発公社に譲渡して団地を造らす方法もあると思うんですが、そういう考えはありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは公有地の農地の利用ということになりますか、それにつきまして別に何処にどうするという計画ございません。

（大宜味村と東村境界確認処理対策について）

○ 3番（山城宗喜君） 本定例会中の3月19日に議員一同が村内調査を行ないました際に、東村平良区と川田区に位置する境界を調査いたしましたところ、境界周辺で東村が農道工事作業中の現場を目撃いたしました。

すでに完成している農道の全域にわたって調査いたしました次第であります。そこでその境界を確認いたしました結果は、本村有地の相当多くの面積がこの農道に入っていることが判明した次第です。

この農道に幾等の村有地が入っているかについて調査をされ、面積を確認されていますかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 大宜味村有地に入っているのが面積で964坪となっています。

○ 3番（山城宗喜君） この村有地の補償につきましては、10か年の間そのまま侵食して未解決であったので、最近、林野条例によりまして解決したというご答弁でありましたが、今回のこの農道の補償については両村でどのような話し合いで対策を進められて来られたのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 東村が造りました農道に対しまして経済課長から説明があった

わけですが、これにつきまして境界も明確にしているわけですが、その土地をどのようにするかということで話し合いを進めているわけですが、折角造りました農道でございますので取り壊すということは問題であるわけです。

それで東村の方からも正式に何等かの形で文書であって然るべきでないかというふうなことで相談いたしまして、そのつづれた土地を借してくれというふうな文書が来ているわけでございます。

それでつづれた土地をどのような方法で処理するかと検討しているわけですが、これは他のものに利用しているものと違ひまして、これから借す場合に借地料を取った方が好ましいのかどうかというふうなことで検討しているわけでございます。

○ 3番（山城宗喜君） 大事な村有地であり検討に検討を加え、村民に十分応えられるような対策をやってもらいたいと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきましては慎重に検討していきたいと思います。

〈漁業権について〉

○ 2番（平良真光君） 本村の漁業者がふたつの漁協に分かれていますので、支部運営にも複雑な面があり、水産資源の保護育成、あるいは後継者育成という面からいたしまして、村独自の漁協があった方がよりプラスになりはしないかという話が出ています。

独立した場合、漁業権は本村に受けることが出来るかどうか村長のご見解をお聞かせ願いたい。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今、村長の見解ということでございますが、その件につきまして水産関係の係の方に聞いてみますと、漁業権問題につきましては漁業者の集まりの時に説明もしてあるということでございます。

今、共同漁業圏が設定されておりますが、これは漁業者も良くお分かりだと思っております、共同漁業圏の設定の件は昭和58年度だと聞いております。

それまでの期間の有効だということを聞いているわけです。

更に、村に漁協が出来た場合に漁業権の設定が大宜味漁業組合だけで漁業権の独立したものが出来るかどうかということでございますが、これは漁業者の方達は良く分かると思っております、いろいろ手続きがございますので、われわれが出来る出来ないといことは出来ないわけです。

〈村苗ほの現況と今後の利用について〉

○ 6番（福地善雄君） 喜如嘉の当山にある村苗ほは育苗ほとして今日まで利用されてまいりましたが、現在は放置されて荒廃の状態になりつつあります。

耕地の少ない当部落では耕地を小しでも遊ばしておくのはもったいないと思っております。

そこで、今沖縄の花き、そ菜、園芸等が注目され、若者達は土地を求めるのに懸命であります。

そこで、この土地を貸地したいとの希望がありますが、村として種苗ほとしての計画がなされておりますか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かに、苗ほは放置されている状態でまことに申しわけないと思っているわけです。

それで予算との関係もございませぬが予算にも苗ほの計画はしておりませぬ。

前から若い人達が利用させてくれないかという話があったわけです。それでそのように方法を考えて利用させた方がより生産的でないかというふうなことで、考えましてやっているわけなんです、現在のところ最近も、若い人達からそこに花きを栽培させてくれと、そのために貸してくれという要望があったわけです。

それで土地開発公社と連携を取りまして、土地開発公社を経て若い人達にさせてもらう方法で若い人達の希望をかなえていきたいと考えているわけです。

○ **6番（福地善雄君）** 只今の答弁を知りまして喜んでおります。

村の方としても今のところ計画はありませんので村の産業育成発展のためにその若者達に努力させるつもりでありますので、ご協力方をお願いします。

（住宅用地の確保と造成について）

○ **7番（山川正行君）** 村内で新規に宅地を求めることは大変難かしいものがございます。部落内はもちろんのこと、その周辺を含めてほとんど不可能な状態でございます。特に大兼久周辺におきましては一坪たりとも宅地は譲渡しないとといったような状況でございますので、そのために村内に居住したくても、宅地を求められる地域に転出せざるを得ないといった状況が多々ございます。

このような人々を村内に長く止めるためには、宅地の造成あるいは確保、そういった政策的なものが必要かと思っておりますが、いろんな制度を利用して村の宅地を造成して村民に分譲すると、又、村有地で宅地可能な地域を確保しておくとか、村長の所信表明の中にもございましたが、過疎振興法が出来た場合に振興計画を制定するというのもございましたので、そういう中でそういうことは考えられないのか。

○ **村長（根路銘安昌君）** おっしゃるとおり村内の立地条件が悪いために、確かに過疎化はしていくものの住宅用地が非常に得にくいわけです。それで他へ出なければいかんということもあろうかと思うわけです。

そういうふうなことで住宅地の造成、あるいは確保ということは非常に重要なことだと思っているわけです。確かにいろいろな制度を利用して住宅地を造成するということは大事

なことだと思っわけです。

それで今、どのようなものでどうするというふうなことは計画も現在のところございません。

しかしながら、これから過疎地域の振興計画とかの事業の中に、そのような計画が折り込めるかどうかというふうなことを検討しまして、対策を考えていきたいと思っているわけなんです。

それで村としまして、財政的に余裕のない財政でございまして、いろいろやろうと思っても先行的なものは難しいというふうな面もございます。

それでおっしゃるようないろんな制度を利用してのそのようなものが対応出来るもの、いわゆる事業に組み入れることの出来るような事業がありましたならば、この事業を利用してやっていきたいと、特に過疎地域の振興計画は、この法律の性質を見まして、われわれの村におきましてその計画を作らなければいかんわけですので、そういうふうな法律の中で実際に実施出来るものは何々であるかということをも更に検討しなければいけませんので、そのようなものを検討して、住宅計画とか宅地計画とかが出来ますならばそのようなものも考えていきたいと思っています。

〈過疎対策について〉

○ 5番（平良 実君） 本件については先程の7番議員さんの質問で了解しましたので取り下げいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時05分）

再 開（午後2時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈村営グラウンド及び屋内競技場の建設計画について〉

○ 8番（崎山喜弘君） 現在、わが村は当局の日夜によるご努力によりまして日毎に村道、農道、集落排水などが整備され土地改良事業も着々と進められております。又、教育施設も充実し、大宜味中学校の統合、そして開校と村民は非常に喜こんでいることと思っております、しかし、本村には村民が何時でも自由に使用出来る総合グラウンド及び屋内競技場などの施設がありません。

このような施設を造ることによって、長の所信表明にもうたわれている健康で明るい豊かな村が出来そして若者の定着も良くなり、過疎化対策にも役立つことと思っております。

隣村の東村は村営の屋内競技場を建設し、1987年に開催されます沖縄国体の一部種目の開催も働きかける考えのようですが、本村も村営総合グラウンド及び屋内競技場の設置建設計画

について考えておられますかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところ、そのような計画ございません。

○ 8番（崎山喜弘君） 今後、広域圏も設定されますし、このような施設は都市中心になっていくのではないかと、本村も国や県の出先機関に積極的に当り、本村も沖縄国体に向けて村内の若者達に大きな夢をいだかす上からも、設計計画に向けて努力していかれる考えはないかどうか。かどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに広域圏の設定につきましては一村で対応出来ないものを広域的にやるというのが広域圏の趣旨であろうかと思えます。

しかしながら本村として立地的な面から広域的なものになりますと、北部全体的な場所としていいのかどうかというふうなことも考えるわけです。

又、村だけで造るということになりますと、用地の問題、例えば先程申し上げた住宅の問題でも支障を来たすような状態である。更に、その後の運営の問題、管理の問題というようなこともございます。

住民の日常における体育面は、私は現在の施設で十分だと見ているわけです。ということは4つのが小学校に体育館があって、更に、完全に整備はされてないんだが運動場があるというふうなもので、ある程度体育面のものは、住民が利用出来るものは不自由なく出来るのではないかと思っているわけです。

それで、おっしゃるように総合グラウンド、屋内競技場、そのようなものも現在考えておりませんが、将来にわたって本当にここに可能であるかどうかということは検討しなければいかんと思えます。

先程も申し上げましたように、現在においてはそのような計画はございません。

○ 8番（崎山喜弘君） 来たる1987年の沖縄国体に向けて、長としてはどのようなお考えをお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 国体に向けてわれわれの村で何か出来ないかというふうなことで、教育委員会の教育主事、あるいはスポーツ面を指導している詳しい方々に検討してくれと、国体にどのような種目があるかということわれわれ分からんわけですので、わりと詳しい方々に研究してもらわなければいかんと思ひまして、検討を願っているわけです。

〈村営屋外競技場の設置について〉

○ 12番（東 武郎君） 前の質問とほぼ同じような質問ですので取り下げいたします。

〈村苗ほの合理的運営について〉

○ 9番（松島重克君） 村苗ほの合理的運営についてお伺いするつもりでおったわけですが、先程の答弁によりまして、この苗ほは希望する青年の方々に土地公社を通じて貸与した

いというお話がございましたので戸惑っているわけですが、苗ほがそういう形になりますと、それに代わる構想をお持ちであるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに苗ほは余り有効に活用されたかということに問題があるかどうかと思うわけなんです。

若い人達にやりたいということは、去年の段階で若い農業者の皆さんが花木をつくりたいという申し入れがあったわけです。

それで村の苗ほも今までそういうふうなこともやってきたし、やや似たような仕事であるから、経済的な面、あるいは産業的な面から見て皆さんがやりたいならば出来るような方向で検討してみましようというふうにやったわけなんです。それで先程申し上げましたように、あれは農地になっているようでありまして、村が直接貸すわけにはいきませんので、農業開発公社を経て若い人達に貸してもらおうという方向でやっていこうということなんです。

それで、今までやってきた土地を別にどうするという事は、現在のところ、まだ計画もございませんし、考えてもおりません。

○ 9番（松島重克君） 何故従来の苗ほに代わる何等かの構想をお持ちでないかとお聞きしたのは、長期にわたって苗ほが運営されてきているわけです。又、本村の農業の振興の基地的な役割りを果たしてきたようにも受け取っているわけです。

これが急に無くなるとこれに代わる何かがお考えでないかとお尋ねしたわけですが、それが無いということになりますと村営の苗ほは必要でないのかあるいは必要性が出た場合には委託というような方法を探られるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村内の苗木の生産ということになりますと、県の方で造林の苗木は生産しているわけです。それで、県の方に前年度で申し込みれば希望するものを生産してくれるような状態になっているようです。

問題は花木的な問題であるわけですが、若い人達が花木をやるようになりますと、そのようなものから地元に対しての供給は可能でないかというふうに考えております。

〈採石場跡地の利用について〉

○ 10番（前田貞四郎君） 昨年の9月定例会でもお伺いしましたが、森林公園も結構なことだと思いますけれども、ところが54年度の予算で周辺に1,5ヘクタールの人工造林をするということでしたが、この樹種は桜と聞いています。これも種苗が無いということで今年は事業も未執行に終わっているようですけれども、55年度には予算も計上されてない。このような状態では公園計画も全然見通しが立たないような感じがするわけです。

その計画も見通しも立たないままで現在のように放置しておきますと、19日の現地調査の時はすでに相当のススキが生えているわけです。

そこで、公園計画が出来て事業に着手するまでの間、貸地させる考えはないか。又、貸地出来なければ管理させる考えはないか。

議会にも4名の青年から借地陳情が来ていますけれども、その中には本土の先進地を視察してきた2人も含まれております。彼等に大きな希望と夢を与えて計画させる意味から、期限を決めて彼等に利用させられないものかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） その土地を貸してくれという陳情が私の方にも来ています。

その件につきまして具体的に検討しておりませんが、それについては検討して対処したいと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 彼等は非常に意気盛んなんです。肝心な土地が無いんです。そこは村としても彼等に力と知恵を与えて、折角盛り上がっている気持ちを村が強力に支援しなければ意気を消沈させてその意欲も消失すると思うんです。是非村が力を貸して彼等の要望を満たしてもらいたいと思うんです。

検討しているということですが、いい方向に検討するということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） いい方向というふうに解釈していただきたいわけですが、私も2、3目前に目を通したばかりで今すぐどうと言えません。

いい方向というふうに解釈してもらってもよかろと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） 私がいい方向と言いますのは、法に抵触して貸地は出来ないという話も聞きましたので、貸地出来なければ管理させるとか、彼等に利用させる方向に検討しているという意味ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 土地の利用でありますので、利用についての検討ということでございます。

〈飲料水施設問題について〉

○ 3番（山城宗喜君） 飲料水問題については村民がひとしく関心を与えている重大な問題であります。これまで本議会の一般質問におきましても、度重なる提言がなされて来たのであります。

飲料水施設を村一円にするか、又、地域別にするかどうかいろいろ論議が交されておりますが、現時点におきましても村の方針が示されていない現況ではなかろうかと思えます。

村当局におかれましては、かつて、村内の各部落の懇談会、水施設の問題については各部落の意向を聞いて参考にいたしまして、慎重に検討していきたいというご意向を述べておられたのではないかと記憶いたしておりますが、昨年の暮れまでに各部落の懇談会も終了して、部落民のご意向もまとめておられるのではないかと思います。

こういうことを踏まえまして、現時点におきまして本村の祈願になっている、村民が関心

を持っている水問題に対するご方針を承りたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 水を飲んでいらっしゃる方々はそう真剣に考えてないように私は思っているわけです。これは真剣に考えて対処していかなければいかんと思っているわけです。

それで前から水道施設につきましているいろいろ各部落の意見を聞いたり、あるいは部落に行ってお願ひしたりいろいろやっているわけですが、いずれも水を取る所の問題でまだ十分な了解というふうなものが得られてないわけですが、現在のところの考え方としましては、全村一円ではなくして、村内を3つか4つの地域に分けて計画した方がよりスムーズに行くのではないかというふうなことを考えておまして、そういうふうに見直ししているわけです。

○ 3番（山城宗喜君） 慎重に見直ししているということですが、地域毎にやった方がいいのではないかという考えが強く感じたわけですが、出来るだけ早急に解決の目処をつけていただきたいと思うわけですがいかがですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのように努力をしたいと思っています。

○ 3番（山城宗喜君） 1月27日の新報が報ずる記事によりますと、県企業局の発表によりますと、従来の水資源開発は東系列に引き続き、新たに西系列の水資源開発が55年から60年までの6か年の間で北部の13河川の取水計画がなされています。

その中で喜如嘉川、田嘉里川が発表されていますが、県企業局から直接村にこの通知がありましたかどうか。又、こういう発表がなされた時点において今後における対応策を考えておられるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 田嘉里川、喜如嘉川から水を取りたいというふうな話、あるいは簡単な説明はございます。

文書をもつての通達などはございません。

村といたしましての対応といたしましては、地元の意向も聞いてみたらということで、意見を聞きながら村としても対応していくというふうなことで、具体的な対応ということを決めたのはございませんが、その地域の部落から出たところの、それに対応するところの部落の要求とかは聞いています。

そういうふうなものを踏まえまして、今後対応をやっていきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時45分）

再 開（午後3時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈村一円の水道施設について〉

○ 2番（平良真光君） 前の議会で、田嘉里区民ともう1度交渉してみたいということで

ありましたが、その後話し合いを持たれたかどうか。又、その結果はどのようになったかお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 村政懇談会の中でも部落民に投げかけてあるわけです。まだ具体的な連絡は田嘉里からありません。

更にその件につきまして田嘉里の意見を聞いてみたいと思います。

○ 2番（平良真光君） 今後も交渉を続けるお考えですか。

〈不当カンパ等による村民の被害防振について〉

○ 村長（根路銘安昌君） そのとおりでございます。

○ 7番（山川正行君） 国会でも問題になっているわけですが、国際勝共連合というひとつの団体の動きについてでございます。いろいろと福祉を語りながら安物を高く売り付けたり、署名をさせてカンパを強要したり、いろんな意味でいろいろと被害が出ています。最近、名護市周辺でこの動きが出ておまして、一昨年、昨年と本村においても多くの被害が出ています。私の調査ただけでも2、30名の被害が出ています。

そういった被害をご存知ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきまして、直接そういうふうなことがあるということをおの方に申し出た方はございません。

その件につきまして役場内でも会合しましたらそういう例があるというふうなことで、それでその件の対策といたしましては、区長会あるいは団体長会あたりにも話し合いしまして、そのようなものの防止策をやろうじゃないかと、あるいは部落における放送施設を利用しての住民への注意を促して対策をしなければいけないのではないかとという話し合いをしているわけです。

○ 7番（山川正行君） 本人直接会ってみると、1万円ぐらいのつぼが30万円で売り付けられているんです。この人が返しに行ったら受け取らないということで、この人が午前3時まで粘ってこれだけの金は払えないからと、警察にとどけて来たので再び警察に行くとしたらこの人々はつぼを引き取って、朝早く引き上げているんです。

そういった被害者も村内にいるわけです。又、ある部落では高校生が留守番しているところに来て、署名したからカンパを出せと、千円出したら皆んな3千円しているからもう2千円出せと、そしてその母親から私のところに電話があったので調べてみると各部落でそういう被害があったと、そして大兼久ではその翌日こういう被害に遭わないようにと放送したら、この連中すぐ引き揚げているんです。

そういうことで被害が出ているんで、区長会などを通じて徹底的に村民に周知させていただきたいと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように、区長会あるいは団体長会などにその事情を説明いたしまして防止策を講じたいと思います。

〈生活環境の整備について〉

○ 5番（平良 実君） モデル事業の推進によりまして集道、集排水等が整備されましたことに対しましては当局の努力を多とするものでありますが、終末処理場が整備されていない本村では排水が河川に流れる地域が多いと、そのために夏場になると臭気に悩まされると、その河川地域も暴風とか、あるいは冬場の波が荒い時は河口がふさがると、河口をちよつとしたさらいをやりましたら部落としても何とか手が打てるものだと思うわけですが、根路銘あたりの河川を例にとりますと、到底部落の人力あるいは財政ではやっていけないという状態ではありますが、河口の整備について何処が管理してやるのか、村のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 建設課長（古我知 清君） 本県には2級河川、準用河川、普通河川というふうな形になりますが、2級河川については直接河川課の方で維持管理全てをやっているようですが、普通河川については管理権は県が国から委託されているようですが、維持管理についてまでは聞いておりませんので分かりません。

○ 5番（平良 実君） 部落としては草刈りとかは出来ると思うんですが金のかかる問題とかは村としても考えられないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところ確かに河川の管理につきまして、十分な処置がなされてないと、本当に何処もやってないという状態なんです。清掃とかにつきましてどうやるかということですが、村としましても直接村がこれにどう対応するかというふうなこと、別に考えておりません。

○ 建設課長（古我知 清君） 先程管理と言いましたが、財産管理について国から普通河川は県に委託されていると、財産そのものが国のものになっていますので、財産管理は普通河川については県に委託されているようです。

先程の管理と言いましたのは財産管理のことです。

○ 5番（平良 実君） 55年度の予算にも河口さらいの予算が計上されておりますが、そういうふうな形ででも年に1回ぐらいの河口さらいなどの考えはないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところそれについて考えてないわけです。

○ 5番（平良 実君） 予算に出ているものは特定の場所のものであるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 本村の全体の下流ということでなくして、特に河口がふさがるといふ所を予定しているわけでございます。

○ 5番（平良 実君） 根路銘河川の方に去った暴風で大きな木材が流れついて、部落と

して動かしても出来ない、届出も何処にやってもいいか分からないと、部落としても非常に困っているんですが、そういうふうなものの処置の仕方についてお伺いします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時17分）

再 開（午後3時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 漂流物とか沈殿物が来た場合は、その地域の市町村長に引き渡さなければいかんというふうな法律の規定があるわけです。

○ 5番（平良 実君） 拾った人も居ない場合はどうなりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） だれかが見つけてそれを発見するわけでありますので、発見者が拾った人になるのではないかと思います。

○ 5番（平良 実君） 発見者がだれであるのか、あるいは暴風調査等でもご覧になったと思いますが、処置する面においても部落として困っているわけですし、村として処置方法をお考えになることは出来ないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これにつきましては法律の規定を経てやらなければいかんと思うわけです。

ですから、あんだでありますならば発見者にもなるわけです。

それでそのような規定によりまして何日以内にどういうふうなことをしなければいかんという規定がございますので、その法律の手続きを経てやらなければいかんと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

再 開（午後3時33分）

休 憩（午後3時36分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今の問題につきましてわれわれも初耳であるわけです。

先程法律的な面の説明を申し上げたわけなんですけど、一応、現地を調べましてその処理に当たりたいと思っています。

〈県企業局の水資源開発計画について〉

○ 12番（東 武郎君） この件については、先程の質問の内容とほぼ似ていますので取り下げいたします。

〈採石地跡の利用計画と管理について〉

○ 9番（松島重克君） この採石地跡の利用につきましては森林公園というお考えをお持ちのようではありますが、計画が構想があるならお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） この利用計画につきましては前にも申し上げたと思うんですが、具体的なものはこれから作りたいと思っているわけでございます。

現在の一応の考え方として森林公園みたいなものを造りたいと考えているわけでございます。

管理につきましても、将来そのような方向に持っていきたいと考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） この計画なり構想が煮詰まるのは何時ごろでありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 55年度中においてその計画はやっていきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 55年度中で計画を煮詰めるということでありますならば、先程10番議員から出ておりました問題と関連するんですが、実施は何時ごろになりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 計画を作りまして始まる時期を考えたいと思います。

○ 9番（松島重克君） その間はかなり期間を置かなければいけませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 計画して実施までの期間ということは、計画策定いたしまして森林公園的な事業を持って来て、その事業を取り入れながらやりたいとは思っているわけですので、期間ということになりますとはっきりと申し上げることは出来ませんが、それも計画策定の中で期間というのを計画したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 55年度中に計画を煮詰めて実施ということになりますと、56年度からは難しいでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 責任を持って言えることではないわけですが、今の構想では、この地域は北部地域におけるレクリエーション的な、あるいは観光的な森林公園を考えまして、これを考えているわけだが、もしも、北部広域圏の事業の中に、その事業のひとつの観光の中にそういうふうなものが取り入れ出来るならば、北部広域圏の事業としてやった方が、一村でやるということではなかなか出来ることではありませんので、全体的な面でこれを進めたいということで、私としてはこういうふうにやっていきたい、広域的にもっていききたい、先程私は55年度中で計画したいと言ったわけですが、おそらくこれも北部広域圏の事業が55年から始まるわけだが、全体計画というのはおそらく55年では出来ないんじゃないかと、56年までかかるのではないかとこの考えを持っているわけです。

ですからこういうふうな事業の中に北部における観光的な事業の中に持って来た方が有効に利用出来るのではないかとこの考えを持っているわけですし、そういうふうなところで期間も問題であるわけなんです、私としてはなるべくそういう事業に持つ込む努力をしたいというふう考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） だから多少期間があるので、先程10番から出ておりました利用させてくれというのも検討しようということかなと理解したわけですが、問題はススキが生え

ておりますので最低限何等かの方法で管理しなければいかんのではないのでしょうか。

この管理も含めて先程の利用させてくれということを検討したいという意味に受け取ってよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） ひとつの森林公園みたいなものを実施する場合は草が生えるということは余りにしないわけですが、現実的にそこが遊休化しているというふうなところに、それを実施するまで問題があるかと思うわけでございます。

こういうことも含めまして、われわれとしてどうやるとはっきり決めておりません。

2、3日前に陳情書が来まして希望者も居るなあと分かったわけですね。

利用させるということも考え合わせまして管理面ということも検討したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 仮りに利用させないという結論が出た場合にでも最低限の利用出来る管理はすべきでないかと、地域の人々が利用出来る最低限の管理は配慮すべきでないかと思っておりますがどうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 利用させないという結論が出た場合において、その管理をどうするかと、管理につきまして見苦しくないような状態にはやっておかなければいかんのではないかと思っています。

○ 9番（松島重克君） 何故そういうことを申し上げるかと思しますと、従来野球等がなされているんですよ。

だから現在お持ちの構想が実施に移される間でも最低限利用したい人には利用させるぐらいの管理は必要でないかということで申し上げているんですがね。どうでしょうか。

見苦しくない状態ということは、ある程度利用出来るような状態は保っていきたいと考えているわけです。しかしながら、これを管理する予算もなにもとってはないわけですが、役所内でもその管理をどうするかということでいろいろ論議をしているわけです。それで見苦しくないようにやっていきたいと思っているわけです。

〈役場職員の配置替えについて〉

○ 10番（前田貞四郎君） 役場に入るとなかなか配置替えがないようですが2、30年も同じポストにいると汚職の温床になる原因が作られるということが言われていますが、私は本村の職員が汚職をしているということは毛頭考えておりませんし、みじんにも思っておりません。

村民へのサービス向上という面から見た場合に、長期間同一人が同じポストにいますとその人が年休とったり、出張して空席になった場合に、他の職員が分からないといって村民に迷惑をかけるということがたまたまあると聞いていますが、そういう面から考えまして、職員の気分刷新、又、変わりゆく仕事を憶えるということと、村民サービスを今よりも向上さ

せる意味からも4、5年に1回ぐらい職員の配置替えをする必要があるんじゃないかと思うんですが、そういう計画があるか。あるとすれば何時ごろで人員は何名ぐらい考えていますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 職員の配置替えについては全くやってないわけではないわけですが、幾分かやっているわけです。

確かに係がないと分からないと、これは沢山の職員がおりまして何々係というのを何名かでやっている所ありますと、何名かで分かるわけですが、1人であれもこれも兼ねている状態の職員の少ない所におきましては、係がないと分からないということになるわけです。

それで配置替えにつきましては計画は持っておりますが、何名どうして何時やるということとは今のところ申し上げることは出来ません。

○ 10番（前田貞四郎君） 何年に1回やるとかいう計画はお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのようなことにつきましても現在のところ申し上げること出来ません。

何年に1回やるとかいう規則を作っていないわけですので、これから検討して配置替えも検討したいということをございまして、今そのようなことを申し上げることは出来ません。

○ 10番（前田貞四郎君） 配置替えの必要があるということは認めるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、その計画は自分なりに持っていますが、今、申し上げることは出来ないということです。

（交通事故発生防止対策について）

○ 3番（山城宗喜君） 本村において交通事故が次ぎ次ぎに起って、最近塩屋におきましても人身事故が起っております。

交通事故非常事態宣言が発せられたことは誠に遺憾なことでありまして、交通事故発生防止策を徹底的に講ずることは極めて重大なことであります。

昭和53年7月30日の交通方法変更後、現在に至る間の村内における交通事故発生状況を具体的にお伺いいたします。

○ 助役（新城繁正君） 本来、交通事故等の資料となると警察の資料によるべきなんですが、警察署の方に伺いまして村別に具体的にということになりますと、資料がすぐ出せないということですので、今回お答え申し上げます件は村の救急業務の日誌を中心にしてまとめてありますので、その点はご了解いただきたいと思います。

53年10月に4件、11月4件、12月4件、53年は変更後、8、9月の2か月あたりは事故が記録されてないんですが、3か月目の10月あたりから事故が発生しているわけです。

54年度にまいりますと事故が随分増えておりまして、総件数で24件となっています。これを月別に申し上げますと、1月1件、2月1件、3年4件、4月2件、5月2件、6月1件、7月は変更後1か年経過した月で6件、8月2件、9月1件、10月1件、11月2件、12月2件となっています。

それから今年の3月26日現在までの件数ですが1月1件、2月2件、3月2件発生しています。

○ **3番（山城宗喜君）** ご報告により予想よりも多くの事故が発生しており、驚きをいたしております。

これに対しては村としても初めての交通事故非常事態宣言を発せられ、その対策については努力しておられるのであり、今後こういった事故が発生しないような方法も配慮していると理解しているわけですが、これまで村におきまして交通方法の趣旨徹底、交通道德の高揚指導をなされたことは良く理解いたしております。

しかし、それにもかかわらず依然としてこのような事故が起きている事実を考えると、村民が交通認識に対し不徹底であるということが考えられるわけであります。

そこで村民に対して交通事故発生防止対策に対する啓もう指導を強化する必要性を強く感ずる者であります。

今後の交通事故発生防止対策について、お考えをお伺いしたいと思います。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かに交通事故というのは被害者もない加害者もないということで、同じような被害者であると言われているわけですし、この件につきましては、従来も本村といたしまして交通安全につきましての推進協議会等を通じまして啓もうをやって来たわけですが又、その関係者の努力によりまして村民も交通道德につきましては随分理解も深いと思っているわけです。

しかしながら、去った2月にぶっ続けざまに事故が起ったわけです。しかも無免許の方々の事故が相ついだわけです。それでこれでは村民の交通道德に対しましてのひとつの気の緩みでないかというふうなことを考えまして、非常事態宣言を出したわけです。そして村の公報車を出して村内をくまなく回りまして、村民に対しましてのアピールをしたわけです。それで無免許といずれも酒気運転であるというふうなことで、酒気運転防止ということが第1でないかと思ひまして、今後とも村で主催する会合におきましては車を持っている人はお酒を遠慮して下さいとやっているわけですし、そして各部落におきましても飲むなら車を持つなというふうなことで住民にも徹底させていきたいと思ひます。

〈舟揚場について〉

○ **2番（平良真光君）** 本村の地理的条件から考えた場合、本村には3か所の舟揚場の設

置が必要であると考えerわけです。

そういうことで地域の漁民の発展にも大きくつながっていくのではないかと思うわけです。

これについてどのように考えておられるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 喜如嘉校区における舟揚場の件ですが、私共、これは必要であると考えております。

○ 2番（平良真光君） 必要であるということは、計画もこれから進めていきたいと解してよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 必要であるということと、すぐ実施計画やるということとは別だと思えます。

○ 2番（平良真光君） 3か所必要であるということのようですが、大兼久の舟揚場が海岸事業において施設整備なされているようでありますが、その舟揚場についての内示が出ておりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 大兼久の舟揚場につきましては、海岸事業で県が直接やるわけですので内示は村にまいません。

○ 2番（平良真光君） この事業は県の直営になるということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 県の河川課において、この事業がなされるという予定をしているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時11分）

再 開（午後4時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈児童福祉節の整備について〉

○ 5番（平良 実君） 55年度の所信表明の中に、保育施設の整備をはかり保育事業を充実したいということであり大変結構なことであり、実現に向けて努力してもらいたいと思います。

保育所に入所出来ると親は安心して働いていけるが、適齢期に来ました子供達は別としまして、それ以前の乳幼児を預ける施設がないということで若い母親達は困っているような現状だと思っています。

又、一般的に人の子を預かって保育をするというふうなことはなかなか慣れないというふうなために働く母親として安心して働くことも出来ないということもしばしば耳にするわけですが、こういうふうな見地から、働く若い人達が安心して子供を生み村の入口を増やすというふうな観点から、零歳児の保育計画をお持ちでないかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 只今の件につきましては担当課長から詳しく答弁すべきでございますけれども、今日は体の具合が悪いということで休んでいますので、係の方から説明を受けた範囲におきまして説明を申し上げたいと思います。

55年度の予算に保育所の建設を見込んでいるわけですが、県あるいは国との調整がはっきりしたものではありません。あくまでも予定でございます、55年度の計画につきましては、零歳児を保育するという事は考えてないということです。

この理由といたしましては、予定の保育所が出来ますれば次年度あたり、あるいは2年後の年度あたりからは検討されると思いますけれども、現在の施設は、ようするに基準に合った施設は1か所しかございませんので、そこに収容される人員が60名ということでございまして、措置を要する乳幼児が随分おりまして零歳の子供まで収容するという収容人員の収容規模の問題で零歳までは措置出来かねるというようなことのようにございます。

零歳児の児童を収容することになりますとそれに伴って3人に1人の保母を付けなければならぬというような国の基準があるようでして、そうしますと、そのための人員の確保、それに伴う財源の処置というもの等も絡んでまいりますので、55年度には零歳児の収容は、その意味で考えてないということでございます。

尚、施設が私共が考えておりますように国や県の配慮のもとに出来ました場合には、収容人員が2倍になるわけですのでその時になって人員等の増員も含めまして考えていきたいというような課内での話をされているようです。

係から聞いたのはそういうふうな状態です。

（草地開発事業と現況及び行政指導について）

○ 9番（松島重克君） この草地開発事業は新しい事業でありまして、当局といたしましても慎重にことを運ばれたと思うわけですが、現況をどう見ておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 草地開発事業で53年度に4,15ヘクタール草地を整備しまして、議会の皆さんもあの状況を見られてご存知かと思うんですが、草地の成育状況はある程度いいんじゃないかと見ています。

現況と申しますと、その草地開発事業によって造成されたその草地を利用して牛を13頭入れてあります。

草の利用状況ですが、これは詳しく調べておりませんが、草地造成者に利用状況を聞きましたら利用しているということでもあります。

○ 9番（松島重克君） 只今の説明では順調にいつているというご説明ですが、一般の見方はそうでなさそうであります。あの現況を見た場合に一般の見方は順調にいつてい

るのかという疑問を持つ人が多いようです。

又、その面に詳しい方々の話を聞きますと、これは手入れされておらないのではないかと
というような話も大分聞かれるわけですが、この事業を担当なされた課長として、順調にい
っていると見ておられますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 私が草地造成者から聞き取った範囲では、牛が少なくて草を
消化出来ないというふうな状況でありますので、聞いた範囲では私は順調にしていると見
ております。

○ 9番（松島重克君） 議会が村内調査をした時点で課長も同行されまして現実に見てお
られますね。

その方面に詳しいはずですから、あれが順調良く実績を上げていると本当に確信を持って
おっしゃることが出来ますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 問題はこの草を利用しているかどうかということで、順調に
いっているいってないという私なりの判断はそういうふうにしておりますので、その草地造
成者が利用していると、牛が足りないんだということでもありますので、私は順調にしてい
ると見ています。

○ 9番（松島重克君） これはおかしいのではないですか。

草が足りないから草地開発事業やるのではないですか。草地開発はしたが牛が少ないと、
そしてその草地開発事業が十分生かされてないというのはおかしいのではないですか。どう
ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 草は牛が少ないので十分消化出来ないということなんです。

○ 9番（松島重克君） 牛を飼育するために草を生して飼料としようということですね。
だから今のお話のとおりだと思っんですが、折角草地開発事業をして、その草が十分に牛が
少なくて生かしきれないということは、この事業の実績が上がっておらないということに通
ずるのではないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かにそうなりますが、牛の導入についても役場の方であっ
旋しまして8頭導入したし、村の貸し付け牛も1頭貸し付けしまして、そういうふうなやり
方で牛を入れておりますが、なかなか子牛の購入が資金との関係もあろうかと思っんですが、
そういう意味で草をフルに消費するようにやりなさいと指導したところでなかなか問題があ
らうかと思っます。

○ 9番（松島重克君） 問題があつては困るわけです。草地開発事業をするからには計画
を立てられてこの事業に取り組まれているはずですよ。

新しい事業をなされるからには慎重に計画を立ててなされたと、われわれはそう見ている

んですが、しかし、実際に現況を見た場合に多額の経費をつぎ込んだわりには実績が上がっておらないと見るのが一般的な見方なんです。そしてこの多額の経費の内受益者が持った額よりも公費をつぎ込んだ額が大半であるわけでしょう。

だからこそ、もっと実績を上げなければいかんのではないかと思うわけなんです。

そういうようにお考えになりませんか。

○ **経済課長（仲村順三君）** この事業を計画する場合に、15頭という計画をやりました。将来目標は45頭ということなんです。

現在13頭入れておりますのでやや計画どおりっていると私は見ています。

○ **9番（松島重克君）** 受益者負担よりも公費が大部分を占めているからこそ、村は行政指導にもっと力を入れなければいかんのではないですか。

個人的な理由もおありかと思いますが、事業導入する時点でそういう計画は立てられて、この事業主の計画を十分知った上でこの事業を該当させたのではないですか。

だからこそ折角やった事業を実績を上げて所期の目的に早く近づけなければいかんというのは、だれでも共通した見方ではないでしょうか。

だから、やりにくいという面で遠慮されているようですが、遠慮されずに積極的に事業主を督励し、指導して業績を上げるように努力すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ **経済課長（仲村順三君）** まったくそのとおりでありまして、先程申し上げましたように、子牛の導入についても村の方であつ旋をして8頭入れて、それなりの努力はやっています。

計画は15頭と計画しましたので、近々計画どおりにいくのではないかと見ておりますので、極力草地造成者に今後も子牛のあつ旋、あるいは資金等の借入れの面倒をみたり相談しながらフルに草地が利用出来るように指導していきたいと思っています。

〈喜如嘉海浜の測量について〉

○ **10番（前田貞四郎君）** 最近、火葬場の前の海浜から作場先に向って測量されてボーリングをしているようですが、これは国道58号線の変更のためでないかと思うわけですが変更のためであれば何時ごろ着工するのか。そういうことについて事前に村に連絡があったかどうか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 現在測量進めているのは58号線の名護辺土名間における道路計画の測量調査だと思っています。

喜如嘉間の道路の問題について国道の方から話はありました。

そういうことで、58号線についての調査だと理解しています。

- 10番（前田貞四郎君） その変更について村が了解したということがありますか。
- 建設課長（古我知 清君） そのような詳しい問題にはまだ取り組んでいません。
- 10番（前田貞四郎君） その道路の変更につきましては、7、8年前に喜如嘉でいろいろ問題がありまして賛否両論あるわけなんです。

変更する場合は関係部落の了解も得なければいかなんのではないかと、もし村にそのようなことがある場合は、国道事務所と部落の話し合いも必要でないかと思いますがどうですか。

- 建設課長（古我知 清君） 当然、国道の計画については、部落との利害関係をはさむ場所については話し合いがあるだろうと考えています。

〈村史の正誤表作成について〉

- 3番（山城宗喜君） 私は54年9月の一般質問におきまして、村史の通史編の231ページ10行、234ページ10行、417ページの19行に記載されている役職名、人物名に誤りがあるのを指摘いたしました。その記事について訂正の措置をする必要があると提言いたしましたのに対し、村長は誤りがあればその記事を調査して、正誤表で訂正したいというご答弁でありましたが、その正誤表は何時ごろ出来る予定でありますか。

- 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり前にも質問があったわけです。

それで、村史の編さんをしていただいた委員長、更に編さんについて委託をしました山川さん、更に協力者であります県の資料室におります金城さん、そのような方々の意見を聞いたわけですが、専門といたしましては字句的な間違いがないということはなかなか難しいと、そして村史において大筋において間違いがなければ正誤表を出す必要もなかろうというふうな専門家の意見でございます。

それについて後々の問題があるということで話し合いしたわけなんです、それにつきましては村に将来まで残すものは是非間違いのないように整理していかなければいかなんだろうという答えでありまして、私共といたしましては正誤表を出すべきでないかと思ったわけですが、専門家の意見はそうございまして、正誤表は出す必要なかろうと考えているわけです。

- 3番（山城宗喜君） 通史編を更に見てみますと、427ページに田嘉里出身村会議員、戦前の部でひとりの方が記載漏れしているのを確認しました。

この村史は村民が多年にわたり割望して出来上がったものでありまして、村の歴史の記録として子孫末代に残る最高の記録だと思っています。

であるからには、漏れたり訂正すべきか所は誠意をもって正しい村史にすることを心から念じ、あえて提言を申し上げた次第でございます。

先程、専門家はやる必要がないとおっしゃっているということですが、こういう趣旨にお

きまして、今後考えてみる必要はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 正誤表につきましてはそういうような専門家の意見もございませぬので、村に残る分だけでも専門家に詳しく見てもらって正していかなければいかんと思っ
ているわけです。

この件は私も記憶にあります、各部落の過去の区長さんとか議会議員とかいうものは各
部落において調べてもらうということにしてあるわけですし、現在確かに資料の中に欠けた
のがあるわけなんです、部落でどうしても分からんと、部落で分からなければ他でも分か
らんとということになるわけです。

この村史に対しましては専門家も正誤表出す必要もなからうという解釈をしていますが、
村史が更に編さんされる時期もあろうと思っております、そのような時はそのようなことも考
える必要があろうと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時50分）

再 開（午後4時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

1時間程度会議時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、1時間程度会議時間を延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時55分）

再 開（午後4時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈採石場跡地の利用について〉

○ 2番（平良真光君） 先程、2、3の方から質問がありまして、又、答弁があったところ
で理解していますので取り下げいたします。

〈林業振興について〉

○ 5番（平良 実君） 森林の経済性を高めていくということは村の重大な政策だと思っ
ていますが、ここ数年来林業行政というのは他の面に比べて軽んじられた感じがしないでも
ないわけですが、天然林の改良事業の跡地あたりの山林はこの間回ってみまして立派な樹木

になるだろうと、関係職員の努力が多とするものであります。

こういうふうに天然林の改良事業をそういうふうな面で、生産性の低いと言われている山林ではありますが、これは公有林だけに適用されていくものかあるいは民有林にも希望者がいた場合には民有林にも適用されていくかどうか。

- 経済課長（仲村順三君） 54年度に予算計上しているのは、村有林だけです。
- 5番（平良 実君） この改良事業の中に資材代というものはつかないかどうか。
- 経済課長（仲村順三君） 天然林改良事業には資材代は入っておりません。
- 5番（平良 実君） 村長の所信表明の中にもうたわれております造林事業の推進を図るということですが、どういう樹種を選定されるかお伺いいたします。
- 村長（根路銘安昌君） 造林する場合に当りまして、補助を受ける場合の樹種が決っているわけです。

県におきましては約22の樹種をやっているようです。それで本村といたしましては、土地の条件を勘案して、その土地にむくような樹種というのを考えなければいかんと思うわけです。

それで本村におきましては、杉、イヌマキ、センダン、桜、山桃、コクタンを新しく造林する所には植えていこうではないかという考をもっているわけです。

- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休憩（午後5時03分）

再開（午後5時04分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さんでした。

散会（午後5時05分）

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和55年3月27日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年3月27日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年3月27日 午後4時21分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 嘉 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安昌	君	厚生課長	稲福	幸三	君
助	役	新城	繁正	君	経済課長	仲村	順三	君
総務課長	金城	清	君	建設課長	古我知	清	君	

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城	保雄	君	書記	前田	孝	君
------	----	----	---	----	----	---	---

6. 議事日程（第12号）

日程第1 一般質問

追加日程第2 国頭地区消防組合議会議員の選挙について

追加日程第3 陳情第4号 採石場跡地一時借用について陳情

追加日程第4 陳情第1号 寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書

追加日程第5 議案第23号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

10番退場（午前10時01分）

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時06分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより一般質問を行ないます。
順次発言を許します。

〈基本構想の基本計画と実施計画の策定について〉

- 9番（松島重克君） 基本構想に基づく基本計画と実施計画の策定は、3月末日までにしなければならないようになっていたと思うんですが、現在の時点でどのようになっているかお尋ねいたします。
- 村長（根路銘安昌君） 基本計画、実施計画は、現在審議会において審議中であります。
- 9番（松島重克君） ご存知と思うんですが、議会において修正を行ないまして今月の末日までに基本計画、実施計画を備えるようにということになっているんですが、遅れている理由はどういうことですか。
- 村長（根路銘安昌君） 確かに遅れているわけでございます。しかし、今月中には策定する予定でございます。
- 9番（松島重克君） 確認のためにお尋ねしますが、議会の考えております3月末日までに基本計画、実施計画が完全に備えられると考えてよろしいですか。
- 村長（根路銘安昌君） 内容的に完全というふうなことは申し上げることは出来ないわけですが、基本計画でありまして実施計画でありまして見直しが効くような弾力性のあるものにしたいと思っているわけです。
- 9番（松島重克君） 内容は分からないわけですが、形といたしまして完全に備えることが出来るかということをお尋ねしているわけです。
- 村長（根路銘安昌君） 基本計画、実施計画、内容そろったもの出来ると思います。

〈モデル事業集落排水溝工事施工時期について〉

- 3番（山城宗喜君） モデル事業で計画されております集落排水溝工事で、大宜味部落のNo.42、No.46の工事施工予定時期についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今の排水溝については当初計画56年の計画ですが、予定のように補助金がまわりませんのでずれということになっています。

このずれ分につきましては、55年度予算に予想しているものよりも補助金が少ないわけですので、計画としてはずれさなければいかん状態ということになるわけです。

○ 3番（山城宗喜君） ご参考までに特に緊急性を要する所を申し上げておきたいと思えます。

特にNo.42ですが、丁度郵便局から177番地の住宅前を通りまして、165番地の住宅の前までとなっているわけです。165番地の前は低地になっている関係上、雨降りの時期は常に水が道路に集中して流れて来ます。この道路に続きます旧県道は舗装工事をされている関係上、路面が高くなっています。水のはけ口がなく、そのために雨降り毎に屋敷に水が流れてくるという状況でありまして、特に近くの家の床下も汚染されるという、常時これが操返えされている、保健衛生上公害で困っているというふうな現況であります。

それでNo.42は、特に排水溝工事施工の緊急を要するか所だと思うわけです。

ご参考にされて、今後の工事施工に資料にさせていただきたいと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） いろんな面から検討してみたいと思えます。

〈村有林野払下げと希望者に対する伝達について〉

○ 9番（松島重克君） 本年度も村有林野の払い下げが予定されているわけですが、この払い下げに当りまして、設定地域あるいは申請等についての希望者に対する伝達は従来どのような方法が採られているのかお尋ねいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 従来やっているのは、区長を通して払い下げ希望者を調査させ、申請をさせて後に農耕に供するかどうかというふうなことで往復ハガキを出しまして、その上、調整委員会にかけて払い下げをするということです。

○ 9番（松島重克君） そういう方法が採られているならば、これに対する意見は出ないと思うんです。

今の話は申請した人に対する話であったと思うんです。今までは払い下げ業務が相当遅れておりましたので、何年前前に申請された人達の取り扱いが多分そうであったと思うんです。

前回あたりからはかなり業務が進んでいるようです。そうしますと、希望者がどの地域が設定されてどういう時期に申請が受理されるのかということを知りたいわけです。

だから、新しく希望する人達の要望に応えるような伝達の方法を十分お考えになる必要があろうかと思うんです。

この辺どうお考えでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに、何処が払い下げ設定されたか一般的に良く分からんわ

けです。

区長会におきまして、各部落に伝達してもらおうということにしまして、概略の図面でも区長にやって更に詳しいものは村に来て、希望する人は見てもらうというふうな手続きを踏んでやっていきたいと思っています。

〈水洗トイレに対する村の方針と対策について〉

○ 9番（松島重克君） 3、4年程前に伺ったことがあるわけですが、当時の方針としては排水溝の整備がされていないということで、出来るだけくみ取り式を指導していきたいというような方針をお聞きしたわけですが、現在、多少実情が違って来ているようであります。

かなり新築してきている家が増えて来ているわけですが、水洗トイレがかなり普及していると、そうしますと従来の村の方針と多少違った現況が表われて来ているわけです。

これについて村の方針がしっかりと示されておらなければ、特に新築される方々は迷われるのではないかという気もいたしまして、お伺いしたいわけです。この点、従来の方針どおりであるのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 3年程前までは、本村の場合下水溝が整備されてない関係で、出来るだけくみ取り式をしてもらうように、区長会などでもお願いしたわけなんです、現在では確かに状況も違って来ているわけです。

水洗便所の許認可は県知事権限でありますので、新築される方々が直接建築申請を出す前に、保健所から浄化そう設置許可を取るわけなんです、この許可申請について役場としては連絡もないわけで、分からないわけです。

保健所もそういうことについては役場に連絡する義務はございませんので、現在のところ保健所が許可している基準は、部落の排水溝、下水溝、放流先がはっきりしておれば許可せざるを得ないと、放流先がない所はタンクを造らせて許可している現状のようです。

村としても現在のところ、浄化そうを設置した場所あるいは放流先についての環境衛生上支障を来しているかそうでないか調査をしたこともございませんが、今のところはこの水洗トイレに対する村のはっきりした対策も持ってないわけです。

新年度に向けまして春の清掃週間などを利用しまして、どれだけの水洗便所が設置されているか、放流先までのものを区長さん方にお願ひして調査いたしまして、対策を立てていきたいと考えております。

○ 9番（松島重克君） 従来の方針がくみ取り式を指導するというものでありましたが、大部分の方が現在までそういう方向でされているようですが、中には水洗にしているのもあると、現在の村内の排水溝あたりの整備は確かに不十分であります。

周辺の状況を考えられる方はくみ取り式と、それを余り考慮されない方は水洗と、先程も

担当課長がおっしゃったように保健所の許可を取れば出来るわけです。問題は現在迷っている人がいるわけです。

だから早急に方針を決めて示されなければいかんと思います。と同時に現在すでに水洗式にされている所の状況も調査してもらって、周辺に迷惑をかけている状況があった場合はそれなりの方法を講じなければいかんのではないかと思います。

と申し上げますのは、身近にそういうことを体験しているわけです。

前々から村にお願いしておりました塩屋の駐在所の側を流れている兼久川であります。過日塩屋の9班総出で溝のさらいをいたしまして、底張り等を朝早くから日没までかかったわけです。保育所は浄化そうを備えて流しておられるようですが、その機能がどうかと、あの中に入って汚水をかぶってやった人しか分からないわけです。

担当課長も見に行っておられたようですが、見られて浄化そうが十分機能しておらない面もお分かりだと思うわけです。

ついでに申し上げるんですが、現在底張りもいたしまして水門も取り付けようということで作業も進められつつあるんですが、今の状況で保育所から流された場合には、地元の人はやらないそうです。保育所か村にやってもらおうという声すら出ている。

だから浄化そうが備わっていても十分機能しない場合もありますので、周辺に迷惑をかけている場面も多いかと思います。

早急にこういう面をご検討なされて、村の方針はこうだと、そして今まで水洗に切り換えられている所は周辺に迷惑をかけている状況が表われているならば、それなりの対策を考えなければいかんと思うわけですがどうですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） おっしゃるように、この川には保育所の汚水も流れているわけですが、その周辺の家庭にも浄化そうが設置されて流れてくるわけです。

保育所の場合は管理者に委託しているわけでしたその機能は十分働いているわけです。汚水管理の面で十分なされているわけで保育所の浄化そうからは公害は出ないんだと、管理者の報告書にも正常に機能しているとあるわけです。

保健所としてもBODの100人ぐらいのものは90PPなんですが、それ以内であれば公害出ないと、私も前にどのくらいの透視度か見たわけなんです、見た限りは悪臭もない、公害も出ないんだと見ているわけですが、問題になるのはあの川に民間の汚水も流れてくるわけで、昔から設置されているバッキーの腐廃そうの中に生活用水も入れて流すということも考えられるわけですが、その中に洗たくした水まで流した場合にバッキーの働きがなくなるわけです。

今後、われわれが対策を立てていきたいのは、バッキーの維持管理を強化していくという

ことになろうかと思えます。

○ 9番(松島重克君) 塩屋の保育所から兼久川にパイプを通しておられるわけですが、あっちこっち破損しております。

定期的に清掃している人達は、おっしゃるように浄化そうを通してきれいだと言いましても臭気は十分あるんです。それとトイレから流れている汚水をかぶって清掃しておくものですから、やる人達の気持も考えてもらわなければいかんと思えます。だから底ざらいをやる場合に役場からも参加してもらわなければいかんと思うわけですがね。

早急に対策をやってもらわなければ、地元からそういう声も出ておりますし、汚水をかぶってやった人でなければ分からないわけです。

早急に現地見られますか。

○ 厚生課長(稲福幸三君) 保育所に設置されているバッキーは、高速3段そうで、仮に、モーターが止まった場合は悪臭が発すわけで、パイプが破損しているということですが、私も見ていませんので、破損しておれば修理とか、悪臭を発するものであればバッキーをもう一度管理者に改善させまして、周辺に迷惑にならないようにしたいと思います。

〈村有地の管理状況と今後の対策について〉

○ 9番(松島重克君) 村有地の管理につきまして最近ご存知のように、いくつかの問題が出ていたわけですが、過日議会が村内調査をいたしました時点で東はほぼ整理されているように感じたわけですが、名護市との境界が測量に立ち会ったと、そして境界のくいを打ち込んだというものが見当たらないという状況でございました。

その後、そういう面での方法を講じられたかどうかお伺いいたします。

○ 経済課長(仲村順三君) 議会の皆さんが現地見られた場合に引き返した時点から下の方が問題でありまして、上の方は道路沿いということになっておりまして、下の方はセメントぐい、土塚などで境界線をはっきりしてあります。

○ 9番(松島重克君) 議会が村内調査をやった時点である現場に行きましてそういう説明はなされませんでしたなあ。

境界ぐいを探して歩かれて説明ないものですからあれだけ探していたんですが、そういう場合は適切に道路沿いが境界だということを説明されなければいかんと思えます。

次に、現在いろいろ問題出ているようであります。

従来は村有林の払い下げ問題で問題がありましたそこで考えられることは、現在の本村の財産の大部分をなす村有林野の管理が点検する時期に来ているのではないかと思うんです。この点、どうお考えでしょうか。

○ 村長(根路銘安昌君) おっしゃるように確かに村有林野あるいは村有地の管理につき

ましては十分な管理とは言えないわけです。つねづねその管理を適正にやらなければいかん
とと思っているわけですが、なかなか思うようにいかないで申し訳ないと思っているわけです。

その点につきまして私共大変責任を感じているわけですので、この管理がうまくいくよう
に役場内部におきましても検討いたしまして、大事な村の財産でございますので、管理をよ
り良くするような方法を講じていきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時40分）

再 開（午後1時03分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番入場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時03分）

再 開（午後1時55分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

国頭地区消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第2 国頭地区消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

これより選挙を行ないます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員数は13名であります。

おはかりいたします。

立会人に平良真光君、山川保清君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に平良真光君、山川保清君を指名いたします。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

- 議長(玉城一昌君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼投票)

- 議長(玉城一昌君) 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

これより開票を行ないます。

立会人の立ち会いを願います。

(開票)

- 議長(玉城一昌君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票数13票、無効投票なし、有効投票中、玉城一昌君6票、平良真光君3票前田貞四郎君1票、山域宗喜君1票、松島重克君1票、平良実君1票、以上のとおりであります。

よって、玉城一昌君と平良真光君が当選されました。

只今、国頭地区消防組合議会議員に当選されました玉城一昌君と平良真光君が議場におられますので会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時03分)

再 開 (午後2時06分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

陳情第4号 採石場跡地一時借用について陳情を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第3 陳情第4号 採石場跡地一時借用について陳情を議題といたします。

10番退場（午後2時06分）

おはかりいたします。

本陳情については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより陳情第4号、採石場跡地一時借用について陳情について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○ 議長（玉城一昌君） 挙手多数であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時08分）

再 開（午後2時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番入場。

日程追加についておはかりいたします。

陳情第1号 母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書を日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第4 陳情第1号 母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより陳情第1号、母子、寡婦福祉施策の充実と推進に関する要請書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時12分)

再 開 (午後2時37分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、村長から議案第23号 昭和54年度大宜味村一般会計補正予算が提出されました。

この際これを日程に追加いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第5 議案第23号、昭和54年度大宜味村一般会計補正予算を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長(根路銘安昌君) これは県の方から財政対策債の1,900千円の割り当てがございまして、それを予算追加したいと思って提案しているわけです。

歳入歳出それぞれ1,900千円を追加し、総額1,294,049千円と定める。

これは地方債の補正でございます。

従来のものに1,900千円村債を追加いたしまして169,000千円にしたいと、それからこの1,900千円を予備費に入れたいということです。

一般財源で対応していたものを、村債でもって充てまして、その分を予備費にもって来たいということです。

これは起債しますと交付税でみるという性質のものであります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時42分)

再 開 (午後 2 時 51 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第 23 号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長 (玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時 52 分)

再 開 (午後 2 時 53 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第 23 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 23 号、昭和 54 年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長 (玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時 54 分)

再 開 (午後 4 時 20 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 4 時 21 分)

第2回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和55年3月28日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和55年3月28日 午前10時00分)

閉 会 (昭和55年3月28日 午後3時13分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
2番議員 平 良 真 光 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	11番議員 前 田 福 正 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (1名)

6番議員 福 地 善 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第13号）

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

日程第3 陳情第3号 靖国神社公式参拝に反対する件

日程第4 決議案第1号 靖国神社参拝公式化に反対する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 報告第1号から、日程第3 陳情第3号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより陳情第3号の討論に入ります。

9番退場。（午後1時09分）

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより陳情第3号、靖国神社公式参拝に反対する件について採決いたします。

本案を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

- 議長（玉城一昌君） 賛成多数であります。

よって、本陳情は採択されました。

休憩いたします。

休 憩（午後1時10分）

再 開（午後1時11分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番入場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時11分）

再 開（午後2時13分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番退場。

日程追加についておはかりいたします。

只今、平良真光君外7名より、決議案第1号、靖国神社参拝公式化に反対する決議が提出されておりますので、この際、これを日程に追加いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されます。

日程第4 決議案第1号を議題といたします。

提案理由説明を求めます。

○ 7番(山川正行君) 靖国神社参拝公式化に反対する決議について、提案理由説明をいたします。

ご承知のとおり、現在全国的に公式参拝を推進する団体が作られて、それが各都道府県或いは市町村議会まで賛成請願を出しています。そして日本全国でこれに対抗する反対決議が、非常に厳しく競り合っている状況の中で、我々は将来この中に意図するところの盛られた内容をどうしても許すことが出来ない。そうしてこれをせんがための決議案でございます。そして我々を始め、全ての総評さん下の労働組合、又、革新諸政党、宗教団体といった人々がそれを阻止するために立ち上がっています。

我々は靖国神社へ行くようにという戦前の教えを再び繰り返さないように、この決議案を提出するものでございます。

よろしくご審議の程お摩い申し上げます。

○ 議長(玉城一昌君) これより決議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番(平良嘉清君) 決議案に対しまして私も研究してないのでありますが、常識的な問題として2点ほど伺います。

公式参拝という定義、例えば身分に対して公式というのか、予算の裏付けということで公式というのか、時間帯の問題か。

○ 7番(山川正行君) この決議案にも公式というのがありますが、この公式参拝と申しますのは、総理大臣の肩書きで参拝することも含めて公費を使って参拝すると、こういうものを指しているわけです。又、時間帯と申しますのは、総理大臣という公式であれば、肩書きであればいかなる時間帯であろうが公式参拝ということになるかと思うわけです。

○ 13番(平良嘉清君) それじゃあ、自ら総理大臣にしても公式となのらず参拝ということになるといって、公式にあたらぬかどうか。

○ 7番(山川正行君) 質問者もよくご存知だと思いますが、従来、総理大臣は私的な参拝は行っていますね。何故公式に変えようとするのか、我々が意図するところはそこにあると思うんです。何故公式に変えなければならないのか、そこが不思議に思うわけです。

だからこの裏に何かあると、そういうことでこういう運動が盛り上がっているわけです。

従来は、総理大臣が行っても大平正芳でとっているわけです。何故公式になるのか、こちら辺に意図があるわけですね。

○ 13番（平良嘉清君） それでは質疑を変えます。

この問題が公式と名のつくようなものに参拝したとなると、物事にはふたつの考え方があるわけです。

ひとつは、そういうことのないようにという願いと、どうして先走って戦争につながるという考え方を持つのか、そういう根本理念、その間に何かあるかないかというそのものがございませうか。

即ち、国のためにやった方々に報いるために、再びそういうことがないようにという祈念と合わせて皆さん方が先走っているところの戦争につながるんだという考え方、どうしてこういうものにだけ先走るのか。先走る理由についてお伺いします。

○ 7番（山川正行君） むしろ今の質問が先走った質問でないかと思うんですが、靖国神社というのは確かに遺族会を始め法人的な組織で守られているわけですね。何故これを必らず公式にもっていこうとするのか、靖国神社の国営化法案が5度国会で廃案になっているわけです。

そういった反対陳情にあって廃案にされているわけです。だから質問の方がむしろ先走っているのではないかと思うんです。

私が申し上げたいのは、公式参拝を何故やるかという裏には国営化しようという意図が働き、国営化された場合に、おっしゃっていた国のために死んだ人々に何故お参りするのとは良くないかという疑問だと思うんですが、これは法人組織で守られて遺族の方も参加しているわけです。これを何故国営化しなければならないのか、こちら辺に我々は不思議なところがあるわけです。そこに戦争につながる何かがあるという隠されているということなんです。

○ 13番（平良嘉清君） 公式参拝をしたからといって、戦争につながるという根本理念は何処にあるか。

○ 7番（山川正行君） 只今の質問は公式参拝することによってどうして国営化につながるかということだと思っておりますがこれは考え方の相違もあろうかと思いますが、従来法人として守られて来た靖国に私的な参拝ということは従来やって来たわけですね。ところが今回何故公式にやらなければならないのかという裏には、我々としては、これはやがて靖国法案につながり、国営化につながるという判断に立っているわけです。

何故国営化につながるかということなんです、30年前の憲法9条の解釈、現在の解釈とは30年を経た今日とでは天地の差があります。これは憲法20条、89条に抵触すると、これを

なくずしにしながら国営化につながると、これは私の私見なんですが、そういう考え方なんです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

○ 8番（崎山喜弘君） 予算に村遺族会に対して補助がありますね。そして遺族会の年間行事日程を見ました場合は、年2回靖国神社に参拝することが行事日程に入っていますが、その点どう考えますか。

○ 7番（山川正行君） この件につきましては私も疑問を持っているわけですが、この問題と遺族会への補助を議決したのとは本質的に違うと思います。

と申しますのは、遺族会というのはひとつの法人であって、公式参拝ではないわけです。

○ 8番（崎山喜弘君） 沖縄の場合は、大東亜戦争で犠牲になった地でもありますし、特に摩文仁戦場地域は知事初め各大臣が公式に参拝していると思います。

戦争を無くする意味からも参拝する意義があるのではないかと思います。

ですからこれが一概にいいとか悪いとかの問題でなくして、私としてはもう少し考える余地があるものと判断しますが、どうですか。

○ 7番（山川正行君） 確かに知事等が激戦地の慰霊の塔などを回られており、確かにこれは公式だと思います。

ところが、ここに盛られている問題というのは、総理大臣などが公式参拝することによって靖国神社を国営化しようという意図であって、知事などが戦跡を参拝するものとは違うわけですね。

確かにこれは問題あるかと思うんですが、そういうものと決議案とは別個のものと私は思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより、決議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより、決議案第1号 靖国神社参拝公式化に反対する決議について採決いたします。
本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長（玉城一昌君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時27分）

再 開（午後2時29分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番入場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時29分）

再 開（午後3時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

更におはかりいたします。

これをもって予定の日程全部終了いたしましたのでこれをもって閉会いたしたいと思いま
す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって昭和55年第2回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでした。

閉 会（午後3時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（11番） 前 田 福 正

署名議員（12番） 東 武 郎